

# 議会だより



ランドセル広場の様子(積丹町放課後児童健全育成事業)

## — 内 容 —

### ◇平成29年第1回積丹町議会定例会 一般質問

- 空き家・空き地対策について ……2～4
- 臨時職員の待遇改善について ……4～8
- これからの漁業振興対策について
- ウォーキングコース、サイクリング ……8～12  
コースの設定について
- 防災・減災対策について ……13～17
- 積丹町第5次総合計画の点検・見直しについて…17～21
- 高齢者福祉対策について

- 高齢者の運転免許の自主返納について ……22～26
- 地方創生について
- ◇予算審査特別委員会の審査状況について ……27～40
- ◇議会の主なる動き ……41
- ◇議会一口メモ ……41
- ◇積丹町議会・委員会出席状況 ……42
- ◇編集後記 ……42

発行 積丹町議会  
編集 議会広報編集特別委員会

# 平成29年第1回積丹町議会定例会

平成29年第1回積丹町議会定例会が3月10日に招集され、報告1件、議案18件が審議され、同月17日に閉会しました。

## 一般質問

記載の一般質問は要約しています。

### ◎空き家・空き地対策について

葛西 敏夫 議員



空き家、空き地については、人口減少問題などさまざまな原因があると思いますが、社会問題化している現状にあります。親が亡くなって、残された家が適正な管理がされないまま空き家となり、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。危険な状態の空

き家が隣り合わせになっている家は、あすにでも地震が起きたらと思うと心配で夜も眠れないような状態が続いていると思われまます。また、雑草が高く伸びた空き地は、景観上よくないだけではなく、不法投棄や害虫の繁殖の原因になることも考えられ、周辺住民も大変な迷惑になっていると思います。このような状態の空き家、空き地について町長はどのような対策を考えているのか伺います。

松井町長答弁

管理不全な空き家等の所有者などに必要な指導や

命令等を法律に基づき行ってもその所有者等に必要対策をとっていただけない場合、その空き家の倒壊、部材飛散などの危険要因は除去できませんので、そうした場合は市町村は行政代執行により強制執行が可能となっています。しかし、その代執行に係る費用はあくまでも市町村の負担となります。

当該所有者から公的負担費用が徴収できない場合には、最終的には行政代執行を執行した市町村の公的負担になるということです。したがって、新たな特別措置法は整備されたものの、地方自治体としてより具体的、確実な解決方法を選択する場合に、我が国の私有財産の権利・保護との関係から考えますと、依然として現実的、実態的な解決方策は難しいハードルがあると言わざるを得ません。

町におきましては、町内の空き家等の状況を把握すべく現在町内会長の協力をいただき、実態把握を進めているところです。地震等による建物崩壊のほか強風による部材等の飛散、あるいは放火等の可能性など空き家の適切な管理が行われないことにより、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境

に深刻な影響を及ぼすということをご指摘のとおりです。本年1月発行の広報しゃこたんでも、管理不全の空き家等が発生しないように適正管理をお願いしたい旨の周知啓発を行っており、引き続き行ってまいります。

また、空き家バンクの紹介により、利用できる建物は再利用の方法等を検討していただくような対応を継続してまいりたいと考えています。

次に、空き地の雑草等の対応についてですが、空き家と同じくその土地の所有者、管理者に適正に管理していただかなければならぬわけですが、現在各地域でどの程度問題になっているのか、自治会長等と意見交換するなど、必要な周知啓発に努めてまいりたいと思います。

しかし、そのような基本的な考え方にも立ちましても、隣接の住民や地域の安全な生活環境に著しい支障を及ぼし、また著しく緊急性が伴うような事案が発生した場合には、これまでも議会にも相談の上対応した事例もありますが、改めて法令を確認しながらその対応策を検討した上で、緊急的な対処

をしなければならぬ場合も想定していかねばならないと考えております。

また、空き地、空き家の有効活用の推進についても重要なことだと思っております。現在宅建業者等を営む業者が町内にはいないわけではありますが、宅建業者の仲介などが容易にできないのかどうか、また空き家バンク対策の後志総合振興局建設指導課等にも相談しながら、引き続き可能な対策の検討に努めてまいりたいと考えます。

### 再質問

今の町長の答弁で町内会の話がありました。私が今この質問をする空き家に対して、町内会長が行って話し合いをしているのです。その結果、何も話がないまま何年も続いております。

このような危険になっている空き家をただ見ているだけではだめではないでしょうか。地震が起きて被害を受けた場合、親が亡くなっている場合、その責任を誰がとってくれるのか。管理されないままの空き家、空き地が多く見られ、雑草も多く伸びて、空き家と隣り合わせになって暮らしている町民もおります。生活環境が悪くなっ

ていくばかりと話されています。今後この空き家、空き地、管理がされていない地域、危険な空き家、町長はどのように考えていますか。法律だけを考えていないで、大きな事件になる前に何らかの措置をとっていただけないでしょうか。解体したら今はお金がかかる時代になっていきます。子供たちもいますが、責任をとってくれるような子供たちがいない場合が多くなってきたのではないのでしょうか。私は、いつも隣で見えています。危険な状態です。このような危険な状態になっていく空き家だから今町長にお願いしているのです。

### 町長再答弁

ご心配、ご指摘の趣旨は、私も異論がないところであります。しかしながら、私有財産の管理に行政がどんな形でどの程度入っていきけるのかということについては、先に申し上げたように新たな特別措置法ができてもやはりその一線は越えられない部分があることからすれば、行政の力には限度がある、率直に申し上げなければならぬと思います。

私どもも相続人の方々を調べて、適正な管理を促す文書を送付する

など努力した経緯がありますが、その過程の中で事情を伺えば何うほどさまざまな難しい要因もあり、行政として私有財産の管理処分が立ち入ることの難しさには限界がある事例を経験しているところであり、ご理解いただきたいと思っております。

しかし、危険度が増して、災害等の大きさを加速させるような場合には、公費を投下して解決するということにならなければ究極の解決方法はなかなか見出せないことから、これまでも議会におきましてそうした事例と対応の経過等を十分説明し、町として予算措置等の対応をした経緯もあります。そうした事案についてもケース・バイ・ケースでそれぞれ議会とも相談しながら対応をしてみたいと思っております。

### 再々質問

もちろん限度はありますが、これからはこのような問題が起きてくると思います。時代が大きく変わっていく。残された空き家、管理されないままの空き地、雑草が生えて生活環境まで大きく変わっていく。住民からは、

空き家、空き地が多くなって、雑

草が高く伸び続けるようになってからキツネを見るようになったと聞いています。この空き地には町有地もあります。私は試験的にでも、この向かい同士になつて家が皆さんで町有地を自由に使ってくださいねと。そして、今まで雑草が生えていたのがきれいになって、環境もよくなって、地域に住んでいる人たちが喜ぶのではないかと考えています。空き家の周辺は雑草が伸びて、本当に隣の人方も迷惑している事態になってい

## 建築物の所有者・管理者の方へ 空き家の適切な維持管理をお願いします

適切に維持管理されていない例



＝“落雪”事故に注意を！＝

適切な管理が行われず放置されているような空き家は、周囲にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。特に冬期間は、屋根からの落雪などにより重大な事故を起す危険もあります。空き家が原因で近隣や通行人に被害を与えた場合、所有者や管理者はその責任を問われかねません。空き家の適切な維持管理をお願いします。

ます。私は、隣近所の伸びた雑草をきれいに刈ってあげていますが、さらに空き家が出て、その空き地に雑草が生えていくと、私は手が届かないのがあります。だから、このようにお願いしているのです。空き家の解体となると、100万も150万もかかってしまうので、そうでなく、ただ倒してしまったり隣の家に損害も与えないし、喜んで暮らしてもらえないのではないですかと話しているのです。

私は本当に残念で、これから春になって観光客も入ってくる。空き地の整理整頓もできないままになっていく町を見せたくないです。

**町長再々答弁** 議員ご自身がそうした事例への対処をしていただいておりますことに感謝申し上げます。先ほど申し上げたように行政が全ての住民生活環境の課題を解決することは現実的には難しく、全国の自治体も同じだと思います。ぜひ地域、あるいは町内会等の共通課題として捉えていただくような認識に立って町づくりに協力いただくような視点から、近所で助け合いながら対応する方法等もお願いしてまいりたいと思います。

また、建物の解体ではなく、潰すことだけを公費を投じて行ったとしても、当然その後ネットをかけ飛散を防ぐような措置が必要となり、公費の負担は伴ってくることであり、これまでもそのような事例もあつたところです。公費を伴うとすれば当然議会にもご相談を申し上げ、ケース・バイ・ケースで対応をしていかなければならないのではないかと思います。また、町有地の雑草等を含めた

管理ですが、これは財政も伴うことであります。町自身が町有地を管理する立場にあるわけであり、ですから、その管理についての徹底はこれからも努力してまいりたいと思えます。また役場への相談

事案等の対応についてであります。具体的な空き家、空き地対策のみならず、管理職を含め、窓口職員にもその徹底を図ってまいりたいと思えます。

## ◎臨時職員の待遇改善について

田村 雄一 議員



負担と責任が増してきています。正職員と同様の責任を持って、長い間臨時職員として働いている方もいらっしゃると思います。こういった状況に対しての町長の考えを伺います。

### 松井町長答弁

平成26年7月4日

臨時職員の待遇改善について、民間では、正社員と非正規社員の格差の是正が課題となる中、総務省は平成26年7月に官製ワーキングプア、働く貧困層と言われる地方自治体の臨時、非常勤職員の待遇改善などを求める通知を全国の自治体に出しています。積丹町も正職員の削減により、臨時職員の

日の総務省通知の趣旨につきましては、地方公務員法及び地方自治法に基づく現行法の制度下での臨時職員等の任用、勤務条件について適切な運用を喚起することを要旨としております。議員からご指摘があつたような、民間企業等に求めている非正規社員等における

例えば期限付きの労働者の契約更新の場合の雇用条件の保障、あるいは期末手当の支給等々の格差是正と同趣旨、同内容とした是正を公務員にも求めるような内容にはなっていないところです。この点は、今後の地方公務員法あるいは自治法の改正が待たれる状況下にあると理解しています。

また、平成21年4月にも臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用について通知が出ております。26年の通知は、この21年の通知を踏まえた内容となっております。臨時職員等の任用、勤務条件について注意すべき事項が整理されておられ、改めて地方公共団体の現行法の適正な運用の徹底を促す通知だと理解しております。

この26年通知の主な点は、4点です。1点目は、任用についてです。適正な定員管理と適切な人事管理に取り組む中で職務内容、勤務状態等に応じ、適切な任用を行うこと。募集や任用に当たっては、勤務条件の明示を的確に行い、それを文書で示すべきことであります。2点目は、勤務条件の適用についてです。報酬等については職務の内容と責任に応じて適切に決

定すること。時間外勤務や通勤費用について適切に取り扱うこと。労働基準法などに基づき休暇制度を適切に整えること。社会保険、労働保険等の適用、福利厚生等に関して適切に対応することであり

ます。3点目は、再度の任用についてです。任期の終了後に再び再度の任用を行う場合の扱いについては適切に対応すること。長期にわたつての連続任用については留意すること。4点目は、任期付職員制度、一定年限の期限を区切つた任用制度の活用です。したがいまして、当町におきましても臨時・パート職員等の任用については、毎年新年度開始前の2月ごろに賃金、業務内容を記載したチラシなどにより臨時職員の周知募集を行うっており、応募の受け付け、面接、必要とする資格の有無などを確認し、その結果をもとに採用の可否を判断しています。しかしながら、近年では募集人員に達しない職種等もありますので、町のホームページへの掲載、あるいはハローワークへの求人等の対応をしています。

また、採用に当たりましては、労働条件を記載した書面を交付し、

業務内容、勤務時間、休日休暇、賃金、社会保険加入の有無、地方公務員法の服務適用事項などの周知にも留意しているところです。

賃金については、募集時に告知しており、その労働条件を書面でも提示しています。なお、この賃金の決定に当たりましては、特別な資格、経験を有する職種であるかどうか、また北海道の普通作業員等賃金や最低賃金の改定状況など勘案しながら、その職務内容ごとに月額あるいは時間当たり支給単価を決定しております。最低賃金制度の改正があった場合には、その改正状況に応じた単価改正を行っております。ちなみに、平成28年度は、4月、10月に臨時職員等の支給単価の引き上げ改正を行っているところとす。

次に、現在当町の臨時職員等の任用の状況について申し上げます。3月1日現在42名の臨時、パート職員を任用しています。その内訳は、一般事務補助的業務に10名で現場支所を含みます。運転、清掃等現業的業務に12名、保育所5名、岬の湯しゃこたん15名です。これら臨時、パート職員数につきましては、その時々町が行う業務の

発生量により各年度で若干の増減がありますが、この10年間を見ますと毎年40名から60名程度の雇用をしている状況で推移しています。

次に、正職員の削減によって臨時職員の負担と責任が増してきていること、正職員と同様の責任を持つて長い間臨時職員として働いている方もいるような状況についての町長の認識はどうかというご質問についてであります。町としても毎年各種業務の執行に当たり必要とする臨時、パート職員等の数を検討し、必要職員を募集しております。その毎年の雇用の繰り返しが長期にわたつての連続雇用に近い形になっていられる方もおられます。その方々の長期にわたつての勤務経験から、それぞれの業務に精通し、正規職員のみならず町民からも頼りにされて勤務についていただいていることも事実であるうと思えます。そうした方々を含め、町の行財政の執行に正規職員とともに携わっている臨時職員の皆さんには、私は日ごろから感謝の気持ちを持って勤務していただいているところです。また一方で、臨時職員の皆さんの任用、勤務条件について少なくとも現行

法に照らして不適切な運用によって、現に働いている職員に迷惑をかけるようなことのないように人事、任用事務手続については今後とも留意してまいりたいと考えています。

### 再質問

こういう状況は遠い昔の話ではなく、非正規社員だとか派遣社員という言葉出てきたものもつい最近のような気がします。そういうことを全国的に見たときには、言われなくてもワーキングプアと言われる方々が生まれるという想像できた話であって、それを地方に、各自自治体に通知を送って何とかしなさいというすごく無責任だと、私はそう思う中で、財政を伴って改善するというのであればわかるのですが、我が積丹町でもなければなしのお金をこつこつ基金に入れたものを取り崩して事業展開している中で、非常に財政面での苦労があるもので、大変なのは私よくわかるのですが、そういった中でもある自治体では昇給制度だとか昇格制度を設けて、各自治体から問い合わせも殺到しているところもあります。

臨時ですから、半年、半年の雇

用というのもよく理解しているつもりです。それであっても、長年働く意思があつて、5年も6年も勤めている人たちにそういう制度って必要だろうかと思はる。改めて解雇して、面接して、診断書要るのだろうか。そういうところは町として幾らでも改善できる一部ではないかと思はれます。そういう小さなこと一つ一つ何とかクリアしていかなければ、働く人たちの意欲といえますか、何十年働いても今高校出てきた人と一緒、そういう状況は口には出さないけれども結構こたえているのでないかと私は思います。どうかできることから1個1個やっていただきたい。最低限そのぐらいのことから始められるのでないかと思はれます。今簡単に1つ例を挙げましたが、町長、どうでしょうか。

### 町長再答弁

ある自治体で昇級、昇格制度等を設けているところもあるとの指摘がありました。それが平成26年の総務省通知に合致し、現行法に沿った臨時・非常勤職員等の雇用制度に沿ったものなのかどうかにつきまして、そうした事例の調査を担当課に指示した

いと思はれます。

私は先ほど申し上げたように現行の地方公務員法あるいは地方自治法に基づく任用等の手続を誤ってはならないと認識しています。一方で、現在政府においても一億総活躍社会に向けた同一労働同一賃金のあり方が議論されており、民間の格差是正に合わせた非正規公務員制度のあり方の検討に關連することであると思はれます。

その一つは、昨年12月に総務省では研究会を立ち上げており、臨時、非常勤職員等の任用制度のあり方についての報告書がまとめられております。これによりまず、1つには特別職非常勤職員は、専門性の高いもの、何々委員、何々顧問のような特別職の非常勤職員は限定するべきだということ。2つ目は、臨時的任用職員は、国と同様に常勤職員の代替に限定すべきこと。3つ目は、一般職、非常勤職員の採用方法、服務規律等の新たな仕組みを明確にするべきこと。4つ目は、一般職としての非常勤職員等についての期末手当等についても支給可能な制度に向けた見直しをすること。このような課題の整理検討が行われていると

承知しております。

総務省では、この報告を受けて、現在地方公務員法あるいは地方自治法の改正を検討していると承知しています。仮にこれらの公務員関係法が改正された場合には、当町におきましても、この改正法の施行期限等を踏まえて、ただいま申し上げました任用形態等による期末手当等を支払うべき職や条件等の検討を行い、仮に対応が必要となる場合には、現行法と同様に、条例の制定、もしくは条例の改正等の措置が必要になってくると考へているところです。

あわせて法改正に向けて対応すべき事項が關連して出ており、それは、地方行政サービス改革の推進であります。国はこれまでも行政サービスのオープン化あるいはアウトソーシング等、したがって、定型的な業務や庶務的な業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託が可能なものについては、積極的に進めるように求めてきています。例えば現在の国の出先機関であります法務省法務局の登記簿謄本の交付業務等につきましては、民間に業務委託されているようなこと、あるいは市町村の窓口業務

の委託化ができないかであります。そこで、そうしたことと絡めて私たちはどのように考えていくべきかということであります。国の財政再建あるいは人口減少、行財政縮小の時代と言われる今日でありますから、私ども地方自治体の健全な行財政運営が分権時代の国民、住民への責務であることを改めて認識し、国及び地方の公務員全体数の抑制や、公の施設につきましても指定管理者制度の積極的な活用を含めた公共的な施設の管理運営のあり方について検証を行い、そうした方向に向けた自治体運営が求められているということでもあります。

また、国は、そうした地方自治体の業務改革の推進度合いを比較可能な形で公表しています。そして、その業務改革の推進度合いを地方交付税に反映させるとも申しております。このような状況を踏まえ、私は午前中の執行方針でも述べさせていただきましたように、例えば、岬の湯しゃこたんを含む特別会計の収支改善、あるいは今後の当町の財政運営のあり方について、今後議会での議論をいただくに当たりまして、ただい

ま申し上げたような国が地方に求めているような情勢も考えていかなければならないのではないかと思います。ただいま申し上げたような地方行政サービス改革の推進に関して、例えば、役場の窓口業務、バス等運行業務、保育業務など極めて広範囲にわたる当町の行政事務について、民間への委託が可能なのかどうかということについての検討をしなければならぬ、そうした情勢に既に入っていると私は捉えており、そのようなことも踏まえながら、午前中の町政執行方針を述べさせていただきました



▲役場住民福祉課

た。  
ご質問の臨時職員、非常勤職員等の待遇改善につきましては、法律との整合性を保たなければならぬという公務員の根本的な制度運用に関わることでありますので、ただいま申し上げたような地方自治体を取り巻く環境の背景と現状についても合わせてぜひご理解をいただければと思います。

#### 再々質問

積丹町で働いてくれる方々が最低限の生活基盤がなければ人口の減少にも歯止めもかからないわけで、制度、制度と町長言いますけれども、今その中で民間の話もされた。本当にそういった方々がここに住んでいくための最低限の収入というものを確保してあげなければだめではないか。民間も一つの方法だということもよくわかります。庁舎内の一般事務であるとか、そういった部分に對してもやはりそんな無責任な話をしておられるわけではなくて、何とんでもある程度の確保は必要だろうなど。規則と言うけれども、規則というのはいいほうに改革するのが規則だと。それが行政の仕事だし、私たちの仕事だと思

っていますので、余り規則、規則と、それを打ち破る、財政と相談の話なのだけれども、そういったものを打ち破って変えていくというくらいの気概を持って対応していただきたい。できると思いますから。

#### 町長再々答弁

議員の趣旨について、私は全て否定するものではありませんが、前段申し上げたように公務員労働者についての任用等の手続等につきましては、法律に従って、公務員制度があるわけでありますから、私ども地方自治体もそういった地方自治法あるいは地方公務員法を本旨として行政事務を運営していくことであるから、その点についてはご理解をいただきたいと思います。今後法改正を受けて、我が町としてもどういう形で今後の臨時、非常勤職員のあり方を制度化していくのかということにつきましては、町長が規則で定めてやろうと思えばできるようなことでは決して公務員制度はないわけでありますから、その点についてはもう少し時間を借りる必要があるのではないかと考えているところであり

ます。1答目でもお答えしたように、仮に現行法に沿った形でないとしたときに、当然、不適切な臨時職員、非常勤職員の任用をしているということになり、働いていただいている皆さん方にも迷惑が

かかるということでありますから、そうしたことにはならないように、私は法律を遵守した中でどんなことができるのかということの基本にしていかなければならないのではないかと考えます。

## ◎これからの漁業振興対策について

## ◎ウオーキングコース、サイクリングコースの設定について

岩本 幹兒 議員



最初に、これからの漁業振興対策について、テレビ、新聞等のマスコミ報道にも取り上げられているように、最近の日本の漁業を取り巻く状況は、地球温暖化の影響もあると言われていますが、サケ、イカ、サンマ等の漁獲量の減

少、それに伴う価格の上昇、また一方では消費者の魚離れといった状況などもあり、大変厳しいものがございます。このような状況の中で積丹の漁業も、例外ではなく、基幹産業である漁業の不振は、積丹経済の低迷の大きな要因となっています。積丹経済の中の観光関連業者の占める割合が多いといった状況でもありますが、その観光にしても自然景観を求めてやってくる観光客ばかりでなく、積丹の食材、特に水産資源の食材を求めて多くの観光客がやってきてい

ます。漁業が衰退すれば、観光関連業も成り立たなくなるといった積丹観光ではないかと思われれます。漁業資源の減少、枯渇を何とか免れようと日本全国各地では育てる漁業、養殖漁業への展開を図っている地域もあります。積丹町でも北海道開発局を事業主体として、現在休止中の水産種苗生産センターを活用しての陸上蓄養施設の調査検討がなされましたが、残念ながら施設のさびなどの老朽化もあって再利用は非常に困難な状況であるということでした。そうした中でも、過去においてもいろいろな取り組みをし、昨年は水産資源回復対策事業（余別新川）、漁業系廃棄物資源利活用推進事業（ウニ殻対策）、各種放流事業等々に取り組んだりして積丹町も十分に漁業のそういった厳しい状況を認識し、尽力していることとは思いますが、漁業者の収入増、負担減、後継者育成などを図る施策を漁協、漁業関係者とも積極的に協議し、実施していかなければ積丹町の将来はないと言っても決して過言ではないと思います。これからの漁業振興対策としてどのような分野に力点を置いて取り組んでまい

たいと思っているのか町長のお考えを伺います。

次に、ウオーキングコース、サイクリングコースの設定については、以前にも質問した経緯があります。町民の健康づくりの一環として、「はつらつウオーキング歩健事業」や海洋センターでもウオーキングフェスティバル等が行われています。ウオーキングコースは、一応設定されていたと思いますが、美国川河川改修工事でのコースも中断されている状態だと思います。そこで、町民対象だ



▲B & Gウオーキングフェスティバル



けでなく観光客も対象として、観光客の滞在時間を少しでも長く、観光客の積丹町内での消費拡大を図るといった観点からも、観光客にも対応したウォーキングコースを設定し、とどころに看板を設置したり、ベンチを設置したりして、現在は美国川河川改修工事はまだ完了していませんが、完了した段階でコースの見直し、コースの追加等を考えてみたらどうかと思います。

また、ウォーキングコースの設定と同じ観点から、観光せんたあ、あるいは積丹観光振興公社、これは通称グラスボートの海底探勝船の券売所ですが、それを起点として自転車を貸し出し、観光客に町内めぐりをさせるサイクリングコースを設定したり、観光客に自由にサイクリングを楽しんでもらったりしてはどうかと思いますが、町長のお考えを伺います。

**松井町長答弁** 1点目の今後必要な漁業振興対策については、1つには、漁業生産活動の拠点となる漁港の整備や漁場の整備などの水産基盤整備対策、2つには、漁業協同組合の共同利用施設の近代

化整備や蓄養繁殖対策、漁獲物の出荷・漁獲物の付加価値化・流通対策、漁業近代化資金等の融資対策などの経営改善対策、3つには、漁業者の就労環境の改善や後継者対策など漁村環境の整備対策です。これら3つの対策はそれぞれ密接な関連を有しておりますので、それぞれの個別対策事業につきましても、その相乗効果が発揮できるような展開、方策に配慮することが不可欠です。したがって、漁業者、漁協、系統機関、市町村、都道府県、国がそれぞれの役割を担い、連携していかなければ、3つの対策を並行して講じ、その効果を発揮することはできないと考えています。

海洋環境の変化により、対象魚種、漁獲量の変動が激しく、厳しい現状からしますと、今最も急がれる重要な課題は、漁家所得の安定向上と漁協経営の安定をどう図るかであると思います。漁業の特性を踏まえながらも、今日的な厳しい環境を考えれば、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換を基本的な認識としていかなければならないのではないかと思っております。漁業形態が異なる日本海地域

におきましては、それぞれ特性もあり、獲る漁業からつくり育てる漁業へ全て一気に転換することの難しさもありますので、従来型の獲る漁業とつくり育てる漁業を併用した複合的な新しい漁業経営の構築を目指すことの重要性を、特に漁業者の皆さん自らが共通した認識に立ち、実践的な取り組みを計画的、着実に実行し、それをつかり漁協が支援推進していくことが最も重要であると考えます。

このことは、水産行政を預かる自治体の長として期待感を込めて申し上げておきたいことであり、現実的な3つの対策を有機的に具現化し、目指していくためには、何といたっても私は1つには、共同漁業権漁場を有し、その権利の行使を通して漁業者や漁業協同組合が現状の漁業生産の状況をどう評価するのかということ、2つ目には、今後特に沿岸漁業の中でも浅海漁業資源の維持増大対策はもとより、水産物の消費流通競争市場を直視した産地漁獲物の付加価値化や流通対策等につきまして、漁業者や漁協がどう取り組んでいくのか、そして漁業者の所得増大や漁協経営にどう役立てていくのかにつき

まして、組合員、漁協を挙げて自らの検証や新しい検討に着手することが不可欠であり、特に今急がれているとの認識に立っています。

次に、ウォーキングコース等を新たな観光資源へ結びつけていく可能性についてありますが、これまで町民の健康増進を主眼として行われているウォーキングコースやフットパスコースなどを当町の新たな観光資源に活用するため、のコースの拡大や充実を図ることの美国町内での立地の可能性につきまして、ご提言のとおり、非常に高いのではないかと感じております。しかし、一方では、今後の当町の観光業の分野として観光客に提供していただくためには、これを業として営むための運営主体や事業運営方法の具体化をどうするのか、採算性をどう考えるのかなど、事業化モデルの検討の具体化、あるいはその前段として現在地方創生等で行っているような可能性調査や実証事業調査が必要ではないかと考えます。

全国的にも健康と自然志向のライフスタイルへの関心が高まっている今日でありますから、そうした体験型観光のニーズも高まって

いることは議員ご指摘のとおりです。当町の観光地づくりの新たな一方策として、町民の健康増進と観光振興という異なる観点から新たな調査研究を始めることにつきまして、ぜひ観光協会をはじめとする町内産業経済団体へ提案してまいりたいと思います。

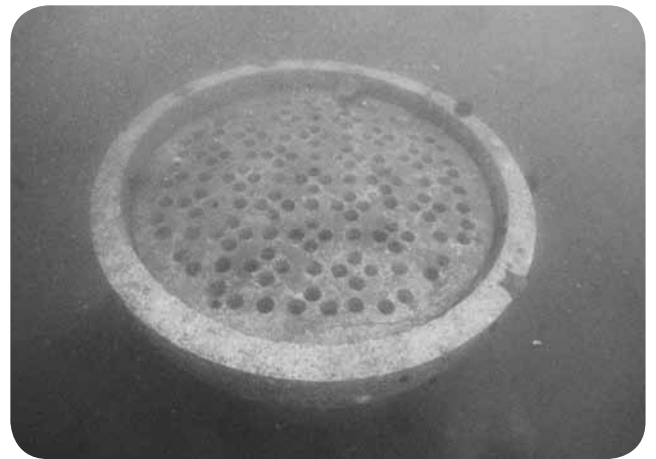
次に、観光せんたあ、あるいは観光振興公社を拠点とした自転車の貸し出し、サイクリングコースの設定などについてであります。国民の健康志向の高まりや観光ニーズの多様化により積丹町の新たな観光資源素材としての可能性は私も否定できないのではないかと感じております。しかしながら、事業化に向けた課題としては、ウオーキングコースと同じように事業化モデルの検討、あるいはその前段としての可能性調査や実験事業調査が不可欠ではないかと考えます。まずは町内の産業経済団体等と意見交換してまいりたいと考えます。

**再質問** ただいまの答弁では、獲る漁業から育てる漁業への転換ということ、複合的に考えていく漁業が必要ではないかということ

とでしたが、その方向性は私はそのとおりでいいと思います。やはりこれからは育てる漁業への転換を図っていかねければ、このままでは本当に衰退する一方ではないかなと。ある程度獲る漁業も大切ですが、育てる漁業の対策も考えていかなければならないと思う。

それで、水産種苗生産センターですが、調査検討結果では建物の老朽、さび等、建物はほとんど再利用は不可能だという調査結果で、所管事務調査でも報告がありました。以前の一般質問でもそういう町長の答弁でした。ただ、海水の取水箇所については、非常に適当な位置にあると。そして、立地条件も北大の山下先生ですけれども、非常に適した立地条件にあると。山下先生に言わせればこれを上手に使わない手はないと。この海水の取水、これを上手に利用できればまだまだ利用価値があるのでないかというように私はあのリアクトを読んで理解していました。

そこで、これは仮の話ですが、仮にあの水産種苗センターの建物を解体したとして、解体すると当然屋根なしになるわけですが、屋



▲水産種苗生産センター取水口

根なしの陸上蓄養施設といったものは実現可能なかどうかということは今後、調査事業計画の見直しの中でなされるのかどうかといった情報は、北海道開発局から町のほうに入ってきているのかどうかを伺います。また、その後、これ以外の情報は伺えないのでしょうか。あつたとしたら、どのような情報かお知らせください。

次に、2問目のウオーキングコース、サイクリングコースの設定についてですが、答弁にありましたように事業化モデルとか、そういういろんな面に力を入れていか

なければならぬとわかるのですけれども、とりあえず私が望むのはコースを設定して、看板とベンチぐらいは早目に設置したらどうかということ。そして、美国地区だけでなく、余別地区、ほかの地区でも考えてみる必要があると思うし、このウオーキングコースと神威岬、積丹岬、黄金岬、あるいは美国でいえば茶津海岸、「味処しゃこたん」等々の散策コースをうまくつなげていくことがいいのではないかと思いますけれども、そのためには事業化モデルに将来進めていかなければならぬ面もあるでしょう、それから自転車は貸し出しするわけですから管理もしなければならぬし、ただ看板設置して、ベンチ設置して、はいというわけにはいかないと思うので、その点は早目に観光協会に管理させるのか、あるいは観光振興公社に、自転車だつて利用者はそんなに多くないと思えますので、とりあえず何台か置いて、そういうものをまず様子見ながら、いろいろと将来への展開を図っていかばいいのではないかと思います、その辺についての考え方を伺います。

## 町長再答弁

1点目のつくり育てる漁業の一方策として種苗センターの取水口の優位性を生かした、屋根なし蓄養施設等の可能性調査についてであります。ご指摘のとおり、産業建設常任委員会でも報告したように、現状の基本的な建物と設備で施設を再開することについては非常に難しく、経済比較をしたとしても解体することにならざるを得ないだろうと考えます。開発局としてはそのような一つの結論が出て、種苗センターは使えないけれども、何らかの形で、ウニを中心にした陸上蓄養施設が有望ではないかとして、その検討調査が行われています。ウニの一時蓄養、出荷調整のための小規模実験事業を行い大規模事業化につなげていく可能性を探る検討です。しかし、北海道開発局が漁港事業の一環としてこうした実験事業を実施することにはならないので、漁業者、漁業協同組合と町が一緒にどう考えていくかが、検討課題となっております。

仮に建物を撤去した後、基礎部分や床面を改良して、屋根なしの増養殖施設を建設することについては、漁港施設用地の制限を解除しないので、用地だけは確保しておくことが必要になると思います。いずれにしてもその前提になる可能性調査や事業化モデルの検討が必要になってくることでもあります。

2つ目のウオーキングコースあるいはサイクリングコースの件についてであります。美国地区以外の可能性も含めて、当面例えばコースの設定、看板の設置、ベンチなどのご提案であります。関係団体にも提案してみたいと考えております。具体化に向けて町としても対応ができる部分があると思えば検討してまいりたいと思います。

貸自転車、観光協会の配備はどうかについても、観光協会あるいは観光振興公社にも打診をしてみたいと思います。

## 再々質問

1点目の漁業振興対策についてですが、きのうの道新後志版だと思いますが、古平のウニの取り組み方が出ていましたが、そういう取り組みがどんどん進んでいけばいいなというように新聞の記事を読んで思いましたけれども、積丹観光の目玉の食材といえ

ばウニ、アワビでして、これが観光最盛期には不足して、他町村から買い入れている状況にあるとも聞いています。何とかしてみんなが積丹産と自信を持って安定供給できないものかと、このように考えているわけです。

あるいは、積丹ノリです。これはもう大変人気があります。すごく味もいいのです。そして、需要があるのに、全く供給が追いつかないという非常に残念な状況にもあります。冬の荒い日本海での養殖事業は大変な困難が伴うこととは思いますが、この積丹ノリについても何かよい方法がないのかと思っております。そういった状況を打破できれば、先ほども言ったように漁業者の収入増にもつながり、生活の基盤も安定していき、人口減少の一定の歯どめにもなると思うので、育てる漁業対策については今までもいろいろとなされてきたとは思いますが、さらなる危機感を持って漁協、漁業関係者と積極的に協議していただきたいと思います。町長の考えと意気込みを再度お伺いします。

2点目のウオーキングコースとサイクリングコースの設定についてですが、町長は先を見据えた完全にしたというような考え方だと思っております。先ほども言いましたように、とりあえず看板、ベンチは設置してみたらどうかと思うのです。そして、看板に距離、例えば出発点から何メートルのところですよとか、あるいはゴール地点まであと何メートルですよとか、また時間、ゴール地点まであと何分程度ですよというような、そういう表記した看板を何かかと思えます。ベンチもウオーキングコースだから休まないで歩くのがベターなのでしようけれども、海洋センターあたりにでも置いて、自動販売機でジュースとか何か飲まれながらでもウオーキングを楽しみたいというのでもいいのではないかと思います。そして、でき得ればベンチとか看板は、間伐材を使用すれば間伐材使用のアピールにもなるのではないかと思います。検討してみてください。

きっかけにもなることがあるかもしれないと思います。それをきっかけにして、いろいろなまたつき合いができるかもしれない。コースの設定については、先の事業化モデルも結構ですけども、できるところからまずこの辺のところから早急に、美国川の河川が完了したらいいのですけれども、できることならば看板とベンチの設置ぐらいはそんなに予算もかかることではないので、その先また岬に散策コースをつなげるとかいろいろ考えていけばいいので、とまあええその辺は早急にやっていただきたいと思えますけれども、町長の考えを伺います。

#### 町長再々答弁

1点目のつくり育てる漁業関連についてであります。今、今の積丹町にとりまして観光とウニを切り離すことは考えられないことにつきましては、漁業者も商工観光業を営む皆さんも同じ認識だと思えます。

ウニの蓄養は、海中で一時蓄養を行うのか、陸上で行うのか、方法は2つしかなく、それぞれ課題があります。共通しているのは、やはり漁業者自らが熱心に取り組

むことと、餌のコンブづくりの2つが絶対条件であります。海中蓄養で施設の保全や陸上蓄養での採算性がとれる施設運営ができるかどうかの課題もあります。

現在もつくり育てる漁業の可能性の大きさに期待を寄せて、若い漁業者を中心に、ウニかご海中中間育成事業、昆布養殖試験事業、岩のり礁造成事業やサクラムス発眼卵埋設放流事業、サケ回帰率向上対策事業等々の取組みが行われています。

また、今後可能性があり、漁業者に期待する事業として試験研究機関から提案されているものとしては、アサリガイ、ムールガイの海中コンテナ養殖事業、ホソメコンブ遊走子沈着事業があります。

地方創生事業による積丹産魚介類のコンテナQ10の含有量調査結果表示による鮮魚の付加価値化消費試験出荷など、一歩ずつ進められるように漁業協同組合、試験研究機関と連携をとっていききたいと思っております。

町長の意気込みをとということでありますが、町の担当課も挙げて一生懸命やっているつもりです。しかしながら、東しゃこたん漁業

協同組合発足後、急激な水揚げ不足により漁協の体制が非常に弱体化していること、特に営漁指導部門の職員不足が旧美国、積丹漁協管内の組合員にとっては、今さまざまな活動をしている中でも漁業者との連携がうまくいかない一番の要因になっていることであります。前段申し上げたようなつくり育てる漁業にしても、やはり海面共同漁業権を持つ漁業協同組合が急がれる重要性をしっかりと認識いただいて取り組んでいただくことが一番大事だと思っております。

町としても、先般も新聞報道されましたように、北海道経産局の応援を得て、漁協の販売、加工部門の幹部職員、専務、参事を対象にセミナーを当町で開いていただきました。その中でも新しい漁協経営のあり方に対する認識を深めていただくこと。特に現在の目まぐるしい流通経済情勢の中で、水産物の付加価値化や産地の流通対策をどうするのかということにつきましては、新しい認識、意識を持ってやっていかなければだめで、従来型の系統販売の考え方ではだめではないかという講師からも指摘がありました。町としても行政

の立場でできることに限りはありますが、当町の基幹産業でありますから行政の立場で支援できるところと、また行政が主導してできることについて、その役割をしっかりと担っていけるように努力してまいりますと考えます。

2つ目のウオーキングコースとサイクリングコース、また間伐材を利用しての町民との交流の契機づくりにつきましては、ご指摘の趣旨に沿って、担当課の検討を早めてまいりたいと思えます。



▲日本海漁業振興対策セミナー（H29.2.4）

## ◎防災・減災対策について

### ◎積丹町第5次総合計画の点検・見直しについて

佐藤 晃 議員



東日本大震災の発生から明日で6年になります。3月1日現在の行方不明者は2,554人と発表されています。ご冥福をお祈りいたしまして、質問に入らせていただきます。

1点目の防災・減災対策について、平成27年第1回議会定例会において防災、減災対策についてとして、消防組合積丹支署野塚分遣所のポンプ車及び分遣所の老朽化対策に関し一般質問を行いました。が、町長からは日本海津波浸水災害の見直し作業の見きわめ、団員

の参集の容易性、費用面の視点の3点を中心に検討していかねばならない旨の答弁をいただいています。去る2月9日、日本海沿岸の津波浸水想定が公表されたところですが、今後どのようなスケジュールでポンプ車及び建物の整備を行うつもりでいるのか、また、町民の生命を守るための津波防災対策はどのようにお考えなのか伺います。

2点目の積丹町第5次総合計画の点検見直しについて、現行の第5次総合計画の点検、見直しについて平成28年3月議会定例会の町政執行方針において、現行の基本計画の策定後の国の施策に呼应して各種事務事業の取り組みを進めている現状等を踏まえて、積丹町総合計画策定審議会を設置し、基本計画の点検、見直しの検討作業

を行うこととなる旨の報告がされていますが、これは平成24年5月開催の第6回積丹町総合計画策定審議会の確認事項（総合計画99ページに記載）に基づき報告されたものと思われ、また同審議会開催に係る委員報酬も平成28年予算に計上されています。しかし、その点検、見直しの結果は、これまでの定例会町政報告等では何ら報告がなされていませんが、点検、見直し作業はどのような状況になっているのか伺います。

#### 松井町長答弁

1点目の積丹支署野塚分遣所の建物及びポンプ車整備の検討状況についてであります。前提条件は、分遣所を改築しなければ消防ポンプ車の更新が配備できないことと合わせた基本的な3つの課題は変わっていないと認識しております。ご指摘がありましたように、1つは津波浸水災害を考慮した検討、2つは冬期間や夜間も考慮した消防団員招集の容易性などの建設場所、3つ目は建物建設費及びポンプ車購入費に係る財源確保です。

1つ目と2つ目の津波浸水災害を考慮した場合の検討、消防団員

の参集の容易性は、分遣所の改築場所をどこにするのかという共通の課題です。現在地から移転改築する場合には、建物に付随した消防無線設備やサイレン塔、あるいはホース乾燥塔の建設費、また土地購入費などが伴ってくるということで、全体的事業費が増えてくることとなります。この3つの検討課題を踏まえて、特に分遣所の改築場所がどこにあるべきかにつきまして、私からも消防団も含めた地域の皆さん方にご検討をぜひお願いをしたいという事を申し上げております。また、関係事業費の予算財源の確保につきまして検討を続けている状況です。

分遣所の改築場所の検討に当たってご指摘のように、津波浸水予想が今後どう変わってくるのかという事を待っていた経緯にあります。2月9日の北海道日本海沿岸の津波浸水想定公表によりますと、現在の野塚分遣所そのものは浸水想定区域には入っていないのではないかと考えます。しかし、国道229号が分遣所入り口近くまで浸水するという想定になっていくようにも受けとめられます。ただ、今回の地震専門委員会報告

書におきましては、浸水の深さや浸水域等を高い角度で推定することはできず、最大クラスの津波はこの想定よりも大きいこともあり得ると書いてありますことから、そうした見解も含めて浸水想定をどう判断し、それを分遣所の改築場所にどう生かしていくのか検討しなければならぬのではないかと考えています。この点については専門家の意見を伺う機会も必要ではないかと考えるところでもあります。こうした要因を加味した検討の結果を踏まえて、分遣所の改築場所の候補地が絞り込まれてくるのではないかと考えておりますが、いずれにしてもそうしたことを踏まえて地域での検討につきましては、地域の皆さん方も含めて消防と地域が一緒になって検討を進めていただければと思います。

平成27年の質問にもお答えしておりますが、積丹町の地理的要因を考慮した野塚分遣所の役割につきましましては、私は一刻を争う火災、災害への出動を考えますと分遣所は非常に重要な役割を担う拠点になること。したがって、その重要性や改築の優先性については、私



▲防災対策説明会（美国地区）（H29.4.4）

も十分認識しているつもりです。総合計画の中でもたくさんある課題等の着実な推進を図り、また健全財政の運営にも配慮していかねりません。国庫補助制度や良質な地方債の確保等も含めて、消防団、消防組合、また地域の皆さん方とより踏み込んだ検討が行えるように、そしてできるだけ早い年度に実現が図れるように最善の努力を傾けてまいりたいと思います。

次に、2つ目の町民の命を守るための津波防災対策についてであります。3・11以降、

自分で自分の命を守ることの重要性であります。津波災害から命を守るには地震が発生したら、また津波警報が発表されたら、自分自身でできるだけ海から遠く、より高い場所を目指して逃げるということが重要であります。こうした基本的な考え方に立ちまして、3月中旬から予定しております各町内地域ごとの浸水予想の説明会におきましても、まずは自分自身で命を守るための行動の重要性を改めてご説明申し上げ、呼びかけてまいりたいと思っております。

今回の津波浸水予想を確認したとき、自分自身で逃げる方法や場所の確保が必要になる地区がたくさん出てくると考えます。そうした地区においてどのような避難施設の整備が有効であるのかについては、地域の方々の意見や提案を十分尊重、確認しながら、あわせて何よりもそのための必要な対策費用の財源の確保につきまして十分検討を重ねながら、計画的かつ優先性等も考えながら、早期にその対策に着手できるように努力してまいりたいと考えています。

の施策に大きな影響を受けるであろう要因があります。1つは、政府の人口減少時代の課題克服に向けた地方の創生、一億総活躍社会の実現という広範な分野にわたる課題、2つ目は医療、介護、子育て等の社会保障制度の再構築に関する課題、3つ目は防災、減災対策の加速化の緊要性、4つ目は消費税増税が先送りされたことに伴う地方自治体の歳入財源の変化、5つ目には、執行方針の中でも申し述べましたように熊本地震後の自治体行政庁舎等行政機能保全緊急対策の必要性などが求められているところとです。これらは、いずれも今後の地方自治体の中長期計画の推進や、安定的な行財政の運営の継続性に大きな影響を及ぼす要因の複そう化が続いている環境下にありますので、そうした自治体を取り巻く環境の変化、あるいは今後の動向等を踏まえた場合には、当町の総合計画の点検、見直し作業については、その現状の課題等の整理と方策の方向性等の検討につきましまして、引き続き時間をいた

だきたいと判断しました。特に熊本地震を踏まえた国の防災、減災支援策の時限措置、あるいは医療、

介護、子育て、年金等の社会保障制度改革への対応などにつきましては、今後急激な財政負担の増大が懸念される場所でもあります。したがって、平成29年度で終了し、30年度からスタートする第3期の実施計画に計上すべき施策の実施項目、実施主体、実施内容等につきましましては、その実効性の確保、あるいは優先性、国、道の支援制度の活用の可能性等を勘案して、慎重な検討を要するものと考えています。

以上のような経緯、状況からしまして、町総合計画策定審議会につきましてもできるだけ早期に設置をさせていただき、ただいま申し上げたような新たな自治体を取り巻く課題や情勢をご報告申し上げ、指摘のありました平成24年5月の第5次総合計画策定に当たって同審議会からの答申に付された意見に対する審議会としての評価、ご意見等をいただくなどして、次期の第3期実施計画策定作業に役立ててまいりたいと考えております。

また、町政報告でも申し述べましたように、その際には町総合計画策定審議会の審議に付する検討

試案の策定作業等の進捗状況を見きわめながら、新年度のできるだけ早い機会に議会へもその検討状況をご報告申し上げ、議員各位からもご意見を頂戴する機会をいただいてまいりたいと考えています。

### 再質問

ただいまの答弁で、防

災・減災対策についてのポンプ車について、前提条件として分遣所の建物を改築しなければポンプ車の更新、配備ができないとの基本的な検討課題は今も変わっていないということ。それから、建物の整備については分遣所の場所をどこにするか、高台に移すとなると建物に付随した消防無線設備やサイレン塔兼ホース乾燥塔の新たな建築費、土地の購入費など全体事業費が増える、その財源の確保は検討を続けているということ。それから、平成27年の定例会の答弁で集落が海岸線に点在している積丹町のこの地理的な要因を考慮した場合には、積丹支署の機能だけでは一刻を争う火災、災害出動の対応は難しい、そのような立地条件下にある野塚分遣所あるいは消防ポンプ車の重要性和答弁しています。今回も同じ答弁だと思いま

す。ただ、前回の答弁の最後に、引き続きこれらの実現については検討を続けてまいりたいという答弁をしています。今回は、できる限り早い年度にその実現がするよう鋭意努力をしておりますと答弁していますので、早急に実現しますようお願いいたします。

それと、町民の生命を守るための津波予防対策については、どの災害も基本は自助、自分で自分の命を守ることが必要であること、また地震、津波が発生したら、津波警報が出たら自分自身で海から遠く、より高いところに逃げるこ



▲北後志消防組合積丹支署野塚分遣所

とが重要であることは私も同じであります。今回の町政報告で、日本海津波浸水想定の説明会を各地区で3月中旬から予定しているということですので、自助、自分で自分の命を守るということを町民の皆さんに認識してもらおうということでもよくわかりました。

2つ目の積丹町第5次総合計画の点検、見直しについてですが、第5次積丹町総合計画の策定に当たり、私も当時議会運営委員会委員長、そして策定審議会会長として総合計画の委員会に参画させていただきました。審議会の設置による総合計画の見直しは、時代の変化の流れが速い時代であり、町政報告にありましたように地方自治体に影響を及ぼす要因がどのように変わっているかわからないので、中間年の28年度に審議会を設置し、新たに基本計画に掲げる施策があるのか、ないのか確認を行いましたという趣旨だったと記憶しています。平成28年度に審議会設置のための委員報酬を予算として計上したのですから、平成28年度に審議会を設置し、策定から27年度までの実施計画の進捗状況や町を取り巻くさまざまな状況、

そして委員となった町民の意見を聞くなどして、それでも町長が引き続き時間を要すると判断したなら平成29年度に引き続き見直し、検討を行う方法もあったのではないかと思います。まず、この点はどう判断されたのか伺います。

次に、町政報告において審議会の審議に付する検討試案の策定状況を聞きわめながら議会へ検討状況を報告するとありますが、平成29年度予算には総合計画策定審議会委員の報酬は計上されていません。町長は、議会の報告、意見聴取と審議会の説明と意見聴取、どちらを先に行うつもりでいるのか。そして、町政報告で述べたような考えがあったのであれば、なぜ新年度予算に総合計画策定審議会委員報酬を計上しなかったのかを伺います。

#### 町長再答弁

1点目のポンプ車の整備と分遣所建物との関連ですが、私が認識しておりますのは、ポンプ車の新しい規格からすると現在の分遣所の建物の高さが低く、中に収納できないという課題があります。そうしたことを踏まえて、建物を改築整備する同じ年にポン

プ車を整備するということが理想的であるかもしれませんが、最も財政負担を伴うことであり、特定財源や良質な地方債をどう活用できるかということも絡んできますので、最大限早い年次にいずれも整備できるように努力したいと思えます。

次に、津波に関する住民意識につきましては、ご指摘のとおり、自助の精神をきちんと住民に伝えるということをして、新しい津波予測に立った住民対応の検討をやっていくということであり、ぜひ計画的に各地区の集会を開いて、十分住民の皆さん方からもさまざまなご意見を拝聴できるように配慮してまいりたいと思えます。

2点目の第5次総合計画の点検ですが、1つは審議会が先か、議会が先かにつきましては、審議会での説明と同じ内容のものを余り前後しないで、できるだけ早い機会にやっていかなければならないと思っております。

また、29年度で実施計画第2期目が終了するわけであり、平成30年度からの第3期4年間の実施計画はどうあるべきかという

ことも並行して検討していかねばならないことと、さまざまな課題との整合性をどう図るのかということ、常に重なることであり、そうした意味からしますと、町政報告の表現が十分伝わっていないとすれば、その趣旨は平成29年のできるだけ早い機会に検討していくということでご理解をいただきたいと考えます。

また、審議会に関する予算につきましては、28年度開かないということであればその予算は執行されないことですから、そのような会計処理をしていくこととなります。また、その場合には改めて29年度に審議会を設置しなければなりません。その段階で審議会の設置に係る報酬、費用弁償等、審議会に支障のないように必要な予算措置を講じてまいりたいと考えています。

#### 再々質問

防災、災害対策についてですが、各地区で3月中旬から予定している説明会に、例えばこういうことをしたらいいのなにかということ、29年度予算で津波ハザードマップ等作成委託料400万円計上しています。先ほ



どの自助、自分の命は自分で守るといふ、そういうような積丹町独自のキャッチフレーズというのですか、マップの表紙にでもインパクトが強いキャッチフレーズを入れたらどうでしょうか。

それと、2点目の積丹町第5次総合計画の点検、見直しについてですが、審議会の見直し作業が1年おくれたとしても町政執行がとまるわけではなく、事務事業が進まなくなるものではありませんが、その年度に行わなければならぬ事務事業が当該年度に執行されなれていくのでしょうか。それから、平成28年度で計画された事務事業は、総合計画の見直し作業を除き全て実施されているのでしょうか。昨年12月の決算審査特別委員会で滞納繰越額の違いを指摘しましたが、役場における事務が適正に行われているのか心配しております。いま一度町民のために役場の職員の皆さんがいることを忘れずに、適正な事務事業の執行のため、そして町民福祉向上のため、職員の皆さんが奮闘されることを期待申し上げます。質問を終わります。

### 町長再々答弁

1 点目の防災、

減災対策に関しまして、29年度ハザードマップ策定費を予算計上させていただいておりますが、その作成に当たって防災計画のキャッチフレーズ的なものを考えたかどうかということですが、ご提案として検討させていただきましたと思います。

2点目の総合計画についてですが、28年度の実施計画につきましては、毎年度議会に報告することになっておりますので、その中で報告をさせていただきたいと考えます。ただ、総合計画に登載していながらも色々な事情で実行できなかった事業もあります。私どもも、100%やらなければという目標、努力をすることは最大限やっているわけですが、この種の計画についてはそうもいかない現実もあることにつきまして、ぜひご理解をいただきたいと思っております。決してローリングという名のもとに総合計画の実施計画を形骸化するような考え方で対応しているわけではございません。事業の名称等が変わりましても、できるだけ実施計画の中に出てくる具体的な事業の内容を何らかに捉えられるように、その実現に最

大限努力することを考えてやっておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

また、町税、税外収入の収納対策につきましても職員の認識についてであります。たびたび議員からはこの点の重要性について指摘をいただいているところで、この点につきましては、29年度の執行方針の行政分野に、私はその

重要性を踏まえてあのように述べさせていただきます。特に税外収入対策の取り扱いにつきましては、非常に難しい部分があります。が、しかしできるだけその解消に努めるような努力をすべきということは当然であります。引き続き大きな課題として真剣に取り組んでまいりたいと考えます。

## ◎高齢者福祉対策について

海田 一時 議員

また、平成27年度に介護保険制度の改正が行われ、第6期後志広域連合介護保険事業計画では、介護保険訪問介護、介護予防通所介護について構成町村が各地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業へ平成29年4月までに移行することとなっております。そこで、当面する問題について町長の所信をお伺いします。

積丹町の人口は、平成29年2月末現在で2,196名、そのうち65歳以上は998名と実に積丹町の約45%の方が高齢者であります。1点目は、人材の確保の問題です。特別養護老人ホームなど、い



わゆる箱物はお金の問題で解決しますが、ホームケアやデイサービスについても高齢者の介護にはより多くの人手を要しますが、ゴールドプランを推進するためのマンパワーをどのように確保されようとしているのか。

2点目は、高齢者の安全、安心確保の問題です。高齢者は、行動力、判断力の低下するのが一般的です。住宅火災から生命を守るために火災報知機の設置が義務づけられました。積丹町の高齢者世帯、特に独居老人世帯の設置状況について把握できているのかお伺いします。

### 松井町長答弁

1点目の介護職員の人材確保についてであります。が、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年問題と言われるように、高齢化が急速に進展し、介護ニーズがますます増大していくことが確実に予想される情勢下で、介護職員の賃金格差の是正や処遇の改善対策などにより安定的な介護職員の人材確保を図ることは、極めて重要な国家的な課題であることはご指摘のとおりです。

しかし、一方では、介護、医療、

子育て、年金など社会保障費の抑制を図ることと、国の財政再建と経済の再生の両立、克服が最も大きな我が国の今日的な課題とされている現在でもあります。したがって、介護福祉事業所における全国的な共通の課題、国家的な課題の解決策について、どこがその主体的役割を果たすべきなのか、それに係る費用負担はどのように分担すべきなのか、国、都道府県、市町村、各法人事業所、それぞれがどんな役割を担っていくのか等々につきましましては、我が国の介護保険制度が平成12年にスタートし、15年を経過した今、大きく問題化されてきたと思えます。

そうした介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえますとき、私は町内の介護福祉事業所におきましては、最も重要な採算性の維持を基本に、地域に信頼され、地域に開かれた事業所であり、そこで働く質の高い介護職員の人材の確保や人材育成の努力を怠らない、結果として経営の良否により介護難民を生まないような経営理念や方針をしっかりと持ち続ける顔に見える介護福祉事業者であっていただきたいものだと願っております。

町といたしましては、介護職員の募集、採用などの人材確保の具体策につきましましては、一義的にはそれぞれの介護事業所において講ずるべきものであります。介護職員の人材育成、人材確保、いわゆるマンパワー対策の充実強化の観点から、当町の人口減少対策を含めた支援策の一つとして平成28年度より町内に事業所を有する社会福祉法人に対し、人材確保等に要する経費を助成する町独自支援制度を創設しました。

1つは介護職員就業継続支援助成事業です。本町に転入し、3カ月以上町内介護事業所に勤務している介護職員の就業継続支援のため、一時金を1人1回に限り10万円を限度として助成する事業です。2つには、介護職員初任者研修受講支援助成事業です。町内介護事業所に勤務する介護職員に初任者研修に係る経費を1人1回に限り7万円を限度として助成する事業です。現在のところ社会福祉法人よいち福祉会から介護職員就業継続支援助成事業制度の活用申請が2件あり、20万円の助成の決定をしているところです。

次に、2点目の火災報知機等の



▲火災報知機

設置についてであります。平成18年6月に消防法が改正され、住宅の所有者に火災報知機等の設置義務が課せられ、設置箇所、設置期限が定められたところです。

積丹町の設置状況ですが、北後志消防組合積丹支署へ照会したところ、全戸調査については実施していない状況です。しかし、消防庁が定めた調査基準により全国の全世帯を無作為に24世帯を抽出し、全国統一した方法で平成26年度から毎年実施され、国へ報告をしております。今年度までに国へ報告した世帯は、3年間72世帯で、調査

結果は適正設置50世帯、70%、一部設置14世帯、19%、未設置8世帯、11%ということで、この調査の客体の状況からしますと設置64世帯、89%ということになります。なお、この抽出調査状況の結果からは国、道、北後志管内の平均を上回る設置率となっている状況にあると伺っております。

なお、この調査とは別に、平成25年に積丹支署が国の調査方法とは異なる独自調査を行っており、その結果によりますと、当時の対象世帯数は1,166世帯ですが、調査世帯は937世帯、80・3%です。このうち国の基準に沿った設置世帯数は817世帯で、87・9%です。未設置世帯が残り約120世帯ありますが、国の基準は別にして何らかの箇所に1カ所以上設置している世帯は937世帯のうち862世帯、約92%、いずれの形でも設置されていない世帯は、75世帯、8%という調査結果が出ています。

独居老人世帯の設置状況につきましては、特定数字は出ていない状況です。

## 再質問

1点目の人材といいま

すか、マンパワーの確保についての答弁の中で、3カ月以上町内介護事業所に勤務されている方に10万円、また初任者研修に係る経費に1回に限り7万円の助成がなされているということ、よいち福祉会から2名の申請があるということですが、よいち福祉会以外の方、それと、初任者研修の7万円のほうは何名いるのか。

また、積丹町に今現在住まわれている方で介護者の免許といいますか、初任以上の方が何名いるのか把握しているのか否か、調査していないのであればしていないのですが、お聞きしたいと思います。

それで、町長は、1人10万出して、それから研修も7万出して、積丹町はやっていけると言うのですけれども、よいち福祉会のゆうるり、今現在25名の方が入居されていると。まだ4名が入居されないという実情であります。もう1年が来ていますが、私視察等行きますと、新しく開設されますと大体1年以内に29名ベッドがあれば埋まるという、そのように伺っています。それで、積丹町では今現在4名がまだ入所されていないとい

うことですが、人材がいなくてまだ満床になっていないでしょうか。それで、積丹町ではまだ今始まったばかり、ゆうるりにしても昨年から運用されていますので、そういう中で積丹町が福祉施設で介護職員という形で他町村より遅れをとっている中で、この助成金額で妥当なのか、ほかの町村は大体幾らぐらいそういうことに対して助成しているのか伺います。

それで、今後ゴールドプランといいまして、町長が掲げております認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置や地域支援推進員の配置、また生活支援コーディネーターの配置とありますが、この生活支援コーディネーターは栄養士なのでしょうか。当町は職員に栄養士がいらないということで、健康診断を受けても食事のほうのケアをしなかったら町民が健康になれないと思います。そこで、町長は栄養職員の配置等はどのように考えているのか伺います。他町村、例えば余市町、古平町では余市の定年された方を嘱託で雇っているようです。積丹町では道職員1人しかいません。また、その職員は活用できないと聞いていますが、

そちらのほうもぜひともこういう地域にとつては活用して時代に合ったケアをできるような、財政上栄養職員を配置できないのであればそういうものも活用できるような施策をとっていただければと思っております。住民の健康を守るためにも栄養士の職員を配置するのが私はゴールドプランにとつて一番の目玉でないかと思えます。積丹町は、人口の割には透析者が大変多いそうです。これも予備群はたくさんいるそうですので、栄養士の指導を受けて、そうならないようにやっていくことが当町の財政においても大変よいことだと思っておりますので、ぜひとも栄養教諭の力をかりたり、栄養士の職員を配置していただければと思えます。

2点目の火災報知機については、特に独居老人についてお伺いしたのですが、わからないと。ぜひとも独居老人に対して積丹独自で設置しているのか、していないのか、その辺きちつと調べる必要があるのではないかと思います。

また、消火器もただあればいいというものでなく、年数がたつていれば使えないので、そちらも調

べておいて、独居老人だけでもそういうのがもし抜けてあれば消火器、それから火災報知機をぜひとも設置するなり、無料で配付することができるのであれば経済的に支援してあげるのが本当でないでしょうか。松井町長がよく言う安心、安全につながっていくののではないかと思えますので、そちらのほうどうお考えかも一度お伺いします。

### 町長再答弁

1点目の町の2つの助成制度についてであります、よいち福祉会以外の法人からの申請状況については、周知はしておりますが、今のところ申請は出ておりません。

2点目の町内における介護職員の有資格者の数につきましては、改めてご回答させていただきますと思います。

3点目のゆるりの入所状況についてであります、定員29名のうち、町政報告で申し上げた後、3月8日現在で29人満床ということとです。

それに関連して遅れてきた理由ですが、必要な介護職員の確保ができなかったということとです。

のことにつきまして、受け入れ体制もあり、同じ日に9名を同時に入所させることは難しさによるものと伺っています。

4点目の町の介護職員の2つの助成制度の管内の状況につきましては、調査のうえ答弁させていただきますと思います。

5点、6点目の栄養士を配置すべきではないかについてであります、高齢者福祉対策のみならず、その必要性については理解しておりますし、担当課から要望が出ていることはそのとおりです。全体的な職員定数管理との兼ね合いもあり、なかなか踏み切れないという状況です。学校栄養教諭との連携についてであります、栄養教諭は原則学校教職員として位置づけられておりますので、どういう形でどの程度町民の栄養管理等についてかわかっていただけるのかどうかにつきまして、改めて教育委員会とも相談させていただきますと思います。

次に、火災報知機の設置状況についてであります、独居老人の設置状況調査については、積丹支署に申請してまいります。ただ、先ほど申し上げたような国に対す



▲地域密着型特別養護老人ホーム（ゆるり）

### 再々質問

介護職員の有資格者の有無はぜひとも把握する必要があります。あるのでないかと思えます。

それで、社協からは助成の申請が来ていないということですが、今後このゴールドプランを推進するに当たり、社協の位置づけが大変重要になってくるのでないかと思っております。

そのためにはほかの地域よりもよりよい支援も必要でないかと。他町村では幾ら出しているかあえて言いませんが、ゴールドプランを推進するに当たって、マンパワーの活躍がなければできませんので、ほかの町村並みにこの支援事業ができるような体制を整えていただきたい。町長にはそのような栄養士の配置だとか、介護士の待遇だとか改善、よりよい待遇、お金ばかりでなく、幼稚園児の補助とか給食の補助とかいろいろなものでできることがあればやって、介護職員が来て積丹で働きたいと、魅力あるそんな職場にぜひともしていただいて、マンパワーの確保をしていただきたいと思います。

また、私の提案ですが、今後やってほしいということが1点あります。それは、独居老人は布団を

乾燥することも、夏干すこともできない。体力がないのです。大してお金かかることではありませんので、ぜひとも布団乾燥機や、掃除機等も活用していただきたいなど。安全、安心で、よりよい清潔感を持ってやるためにもそういうものを活用していただいて、今後取り入れていただければと思います。

また、火災報知機については、北後志消防組合の積丹支署のほうに今後は町長のほうから独居老人についてもやるようにと、特に私はやってほしいなと思います。ついていなければ町の持ち出しでも、大した高価なものでもないそうです。1個五、六千円だそうですので、その辺も。

それで、火災報知機電池も七、八年たつと電池が切れそうで、独居老人が把握できているのか、できていないのか、そういうことも大事でないかと。いま一度そういうことも指導していただいて、よりよい安全、安心な積丹町で過ごせるように、町長の言う本心に安心、安全で快適な生活、老後を送っていただきたいと思います。

## 町長再々答弁

1つ目の社協の

役割についてであります。特に平成30年度から認知症対策を中心にした新しい対策が始まります。具体的に社会福祉協議会に主として担って頂く業務があるのかどうかにつきましては、平成30年度に向けた態勢の検討準備につきましては町が主導して進めており、その過程の中で社協の意見等も十分お聞きしながら検討を加えているところであります。

2つ目の社会福祉協議会につきましては、地域社会福祉協議会として高齢者の介護支援のみならず、さまざまな地域活動を主体的に担っていただいている組織であり、その重要性につきましては、他の農協、漁協、商工会等々の公共的な団体と同じように重要な役割を果たしていただいていると認識しております。したがって、町からの委託事業につきましても、国の介護保険制度の中で実施していることにつきましても積丹町だけが充実に図るといことは保険制度上できない制約もあります。しかしその範囲の中で最善の努力をして受託していただいているところです。町単独の制度等につきましては、事務所が「やすらぎ」の

中にあるわけで、それらの使用、利用等も含めてできる限りの配慮をしていきたいと思っております。

また、行財政改革の経緯の中で社協に配置しております専門的な職員の人件費に対する財政支援についても、他の産業経済団体と同じようにご協力いただいた経緯があります。そうした経緯も踏まえて、今年度からそれらの復元、拡充も検討をさせていただいたところです。2つの助成事業についても、ゆるりだけの制度ではありませんので、十分配慮していききたいと思っております。

積丹町の場合は、助成対象になる社会福祉法人は少ないわけですが、民間事業者等の数が多い余市町や小樽市のような自治体ではどこまで支援できるかにつきましても、その財源確保をどこに求めるかが一番大きい課題ではないかと思っております。国も新たな国家的な課題として介護職員の賃金等の処遇等の改善を図るといふ方針ではありますが、新聞報道等を見ますとまだまだ不十分だといふ現場の声があるわけでありますから、国等に対しても制度の充実に要請していかなければなら

いと思います。

3つ目の高齢者世帯に対する生活援助の分野の中で、布団乾燥機あるいは掃除機等の配備についてであります。各家庭で備えていく状況がどんな状況であるのか、十分活用し切れているのかどうか等を含めて、担当課に指示して実態の把握に努め、その上で、必要な措置としてどんな方法があるのか検討させていただきます。

次に、火災報知機の普及についてであります。積丹支署でも電池切れの状況等も含めて、平成30年度に向けて調査を進めていきたいということであり。職員等がそれぞれの家庭訪問した際には電池切れの確認等の声かけも進めてまいりたいと考えます。

# ◎高齢者の運転免許の自主返納について

## ◎地方創生について

笹山 よしはる 議員



1つ目に、高齢者の運転免許の自主返納について、運転免許証自主返納は、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や交通事故を心配する家族等周囲の方々から相談が寄せられることもあり、運転を継続する意思がなく、運転免許証を返納したいという方のため自主的に運転免許証取り消しの申請ができるように道路交通法の一部を改正し、平成10年4月1日から制度化したものです。これか

らの積丹町でもそういう人が増加してくると思われまますので質問します。

1つ目に、高齢者の運転免許自主返納の現在の状況は。

2つ目に、高齢者の運転免許自主返納に向けた普及啓発はどうなっているのか。

3つ目に、返納後も安心して暮らせる環境整備をどのように推進するのか。

4つ目に、返納後高齢者の移動手段と生活支援はどう考えているのか伺います。

次に、地方創生について、人口減少及び少子高齢化が進む日本では、政府主導のもと日本版CCRCを導入、CCRCとは米国で発展したシステムの略称です。高齢者が健康時から介護時まで移転す

ることなく、継続的なケアが保障されるコミュニティを意味します。この構想は、2014年12月27日に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくもので、2015年、全都道府県、市町村1,788を対象に3月26日から4月15日にかけて実施されました。我が国は、21世紀から人口減少の時代に入っています。中身を見れば、各地で過疎化が進む一方で東京の一極集中が続いています。その東京も合計特殊出生率が全国で最も低いです。これでは国の発展はありません。明治維新から1世紀半、欧米に追いつけ追い越せと採用した中央主権システムは、人口増を前提にしていた。そのシステムのほうが効率的だったからです。しかし、現在の人口減社会ではそうはなりません。地方の疲弊は待ったなしで進んでいます。立て直すために残された時間は多くはありません。政府が目玉対策として掲げた地方創生がすっきりかすんでしまっています。上からの押しつけのように受け取られ、地方を最もよく知る市町村の知恵や意欲を取り込むことができているのではないかと。その代

表例が地方版総合戦略だと私は考えますが、町長の見解を伺います。

松井町長答弁

1つ目の運転免許の自主返納の状況についてであります。余市警察署に管内の状況を照会したところ、余市町などの返納件数は増加の傾向にあるということでした。当町の状況につきましては、過去5年間で7件、年間ではゼロないし2件という状況であると伺っております。

2点目の運転免許証の自主返納に向けた町独自の普及啓発の状況についてであります。町としてはこれまでこの制度についての周知啓発活動は特に実施していないところですが、

3点目の返納後も安心して暮らせる環境整備をどのように推進するのかについてありますが、町におきましては、ゆうるりの施設誘致、「やすらぎ」の運営、見守りネットワークの拡充、町条例による高齢者自立支援対策、福祉灯油インフルエンザ助成等々を含めた当町の高齢者福祉対策につきまして、多岐にわたっておりますが、それらの安定的な継続、円滑なサービス等の提供を限られた財政運

営にありましても現行施策の量及び質を低下させず、その水準を維持向上していく努力が私どもに課せられていると考えているところです。

4点目の返納後の高齢者の移動手段としての生活支援についてどう考えるかということでありますが、国におきましても交通事故防止、抑止対策として、新たに認知機能をチェックする機会を増やす新制度の効果が期待されているところではあります。一方で、ご指摘のように、特に公共交通機関が不便な農山漁村、過疎地などにおける対策の検討は、現行の国、道の施策におきましても遅れていると申し上げざるを得ません。当町におきましても町独自の支援対策、例えばバスカードや国保診療所への無料送迎バスの運行、あるいは国保診療所の地域に訪問しての訪問診療、あるいは29年度予算でも歯科診療所の訪問診療を推進する医療機器の整備等々の対策を講じているところではあります。こうした制度につきましても、これからも継続して推進していくという基本認識に立って町の施策を進めていくということが大事ではないかと考えます。



▲バスカード（地域福祉交通支援対策事業）

しかしながら、高齢者の不安要因は、身体面、経済面、生活環境等々さまざまありますので、そうした複合的な要因も踏まえて、また当町独特の分散型集落を形成している立地条件下にもありますから、今後の高齢者の移動手段や生活支援対策はどうあるべきか、またそうした新たな施策を実施する財政負担、財源をどこに求めるべきか、国、道の今後の対策等の動向や他自治体の事例等も参考にしながら、民生委員協議会、社会福祉協議会、町内会や地域とも連携して、その方策について、新たな

町の課題として考えていかなければならない時期を迎えていると考えています。

2点目の地方創生に関してであります。ご指摘のように、深刻な人口減少時代を迎えている中で、国の地方創生の理念と、現在地方が抱える多くのさまざまな課題解決の方策としての地方創生施策への期待感が乖離しているとの、国の政策に対する評価についての議員の所見をお聞かせいただきました。その一例として地方版総合戦略に対する私の所見についてであります。地方版総合戦略についての1つ目ですが、市町村が抱える地域課題は、全国1,700を超える市町村それぞれその背景や歴史、立地、産業、生活環境、財政力等々の違いがたくさんあります。そうした状況下で全国の市町村におきましては、町づくりの基

かつその整合性を保ちながら、それぞれの市町村がそれぞれのまちの課題を解決し、克服するべく異なる方策を駆使してこれまでの努力をさらに深化させる、あるいは加速化させる契機として同戦略を捉えてよろしいのではないかと、このことは、全国の市町村も共通した認識に立っているのではないかと考えています。

本となる最も上位計画として位置づけている総合計画があります。その内容におきましても現状課題や具体的な施策の内容等は、当然のことながら異なっているところではあります。しかし、地方版総合戦略の策定に当たりましては、市町村総合計画の存在を十分認識しながら、

2つ目は、当町におきましては、地方分権の趣旨からしましても地方創生総合戦略の策定に際しては、町総合計画との整合性に配慮したところではあります。言いかえれば当町の総合計画に基づく町の振興、地域の活性化という町づくりの目標は、積丹町の地方創生だとの認識に立って策定をさせていただきました。したがって、町の総合計画の計画的着実な推進に役立てていく、そうしたことと直結しているとの認識に立っています。

3つ目は、町の総合計画の目標にもあり、これまでも議会において、当町には多くの課題やさまざまな有望な地域資源があり、それらの資源の有効活用を介した町づくりの取り組みの重要性についてご指摘をこれまでたくさん

ただいまいろいろありました。それらの活用策の具体的な可能性調査や研究、あるいは事業化モデルの検討など、いわゆるソフト事業としてまずは、どう取り組むのかということにつきましては、これまでその必要性や優先性につきまして私は私も十分痛感してまいりましたし、議員の皆さんも同様の認識に立っておられると考えております。しかし、一方におきましては、今回の地方創生の国の政策の機会、複数年度に及んでこうした調査研究事業や事業化モデルの検討に役立つソフト事業として初めて、道の総合的な財政支援制度が誕生したわけでありまして。こうしたこれまでの支援制度というのは逆に申し上げれば非常に少なかったというところであります。したがって、当町の自主財源の捻出が特に非常に難しい、厳しい状況からすれば、特に他の多くの政策、事業等の優先性も当然考えていかなければならないわけでありまして、なかなか具現化できないで今日に至ってきた当町の現実的な経緯があると認識してあります。私はそうした当町の特に財政運営上の経緯等から見た実情を勘案しますと、

今回の地方版総合戦略に基づく国の地方支援制度の活用は、確かに制度活用上の制約や難しさはありますが、我が町にとりましては貴重なチャンス、価値ある制度として捉えて、本制度活用の難しさを乗り越える努力を惜しまないという認識に立っております。そのような観点から関連プロジェクト事業の具現化推進に向けまして、職員ともども鋭意努力しているところですので。ぜひこの点につきましては、引き続き笹山議員をはじめ議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 再質問

今の答弁で、やっぱり優秀な町長だなと感じしました。

まち・ひと・しごと創生の基本方針案に人口急減、超高齢化という大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を自律的に持続的な社会を創生できるようにまち・ひと・しごと創生本部（本部長、内閣総理大臣）が設置され、人口減少や東京一極集中の歯どめ、地域課題の解決などからなる基本方針案などが提示されました。基本目標は、地方が成長する活力を取り戻し、



▲馬を活用した体験型農場の可能性調査  
(地方創生推進交付金事業)

先駆的な事業には交付金をつけるとして地方を競わせました。期限より早くつくると、最大で1,000万円を上乗せするとまでしました。どんな事業を提案すれば交付金を得られるか。情報を集めて政府の意向を探ることに追われた自治体も少なくはないと思われます。住民と意見を交わすのではなく、国に振り回されたとしたら本末転倒ではないでしょうか。そもそも人口減少対策などは、交付金の増額をてこにせかされてつくる筋合いのものでないと私は考えます。30年前のバブル期に策定したりゾート法を思い起こされます。ゴルフ場、温泉、スキー場といった施設が全国各地に乱立したあの政策です。少なからぬ施設が経営破綻したにもかかわらず、政府はまだ中央集権的なシステムに固執しているように見えますが、町長はどう思われますか。

#### 町長再答弁

地方創生の趣旨は人口減少化が日本の新たな急がれる重要な課題であるという認識を持つことにあります。その中で都市から地方への人口の新たな流れをつくるということが、日



本版CCRC構想です。そこで、国のそうした政策に対する評価は、私はさまざまあっていいのではないかと思います。それに振り回されて、個々の自治体の特色や本質的な課題解決に向けた活用がなされなかつたら、本末転倒ではないかということですが、その点については私もそのように思います。

日本版CCRC構想の状況を見ますと、今のところ国は呼びかけてはいるものの全国で12市町、北海道では1市だけのような状況であると承知しています。ご承知のとおり、都市部の元気な健康な高齢者の方々に地方へ移住をしていただき、現役時代のすぐれた技能、能力、また知識等を移住先の町づくりに生かしていただくという趣旨がこのCCRCと言われるものです。構想の採択状況を見ますと非常に少ない状況であるということから申し上げれば、私は全国各地の自治体も国の構想に対してそれぞれの自治体自らがどう判断して、そうしたことが我がまちで期待できるのかどうかということについては慎重に検討しているからこそそのような状況になっているのではないかと思っております。

総合戦略の策定についても、10月までにつくるのか、また3月を目指すのかによって財政支援も異なるということでありますから、職員にの諸君に大変ご苦労をかけましたが、しかし先ほども申し上げたように基本は町総合計画の着実計画的な推進に役立てるといこうとを基本にして考えると多数の課題等ある中で、今我が町の単独事業としても2つのプロジェクトしか採択されていない中で、それに関連づけをし、理屈づけをして、できるだけ多くの個々の施策事業に結びつくような推進交付金等をぜひ獲得したいということ、それにしても総合計画のいずれかのところに沿っていないければならないということとは当然のことでありますので、そうした観点からは決して国の施策に右倣いというようなことでない考え方で進めてまいりたいと思っております。

次に、リゾート法の反省をどう生かすかということですが、積丹町でも一時期に積丹岳を中心としたスキー場開発、ゴルフ場、ホテル建設等々の民間からの提案があった時代があったことは事実です。しかしながら、そうした大

規模リゾートから学んだ反省を生かすということもまた今の低成長時代では必要なことだと思っております。その点については私は全国この自治体も同じではないかと思っております。逆を申し上げますと、民間主導のリゾート開発ということでありますので、これからもいろいろなお話が仮にあったとしても、我が町の現状、課題、これまでの歴史的な背景等々を考えれば慎重にそれらに向かつていくことが大事ではないか、決して先方の提案だけをうのみにするということではないかと思っております。

しかしながら、一方では先ほどの地方創生関連のソフト事業にしても、どうしても我が町だけ、自治体職員だけではなかなか知恵が及ばないところがあるわけでありますから、その点につきましては積丹町のすぐれた立地や、さまざまな資源に関心を寄せていただいているいわゆる積丹ファン、積丹応援団と言われる方々のご協力、支援を得ながらこのソフト事業を展開していくということを基本的な考え方として今進めているところです。そうした中から、私は、

そこでまた人と人との様々なつながりが生まれてくると思います。それがまた積丹町のこれからの町づくりにも何らかの形で、いろんな分野での可能性を秘めてくるということでありますから、そのような考え方、認識に立って、これからも地方創生関連プロジェクトについては、進めてまいりたいと思っております。

#### 再々質問

政府が進める日本版CCRCについて町長からも答弁がありました。これは私考えるには大都市圏の高齢者が体の動けるうちに地方に移住し、将来はそこで介護や医療を受けるとします。受け入れ先の自治体にとって人口減の歯どめや雇用確保に一時的な効果はあるでしょうけれども、これは今後高齢者が激増し、医療や福祉が対応できなくなるおそれが出てくるのではないのでしょうか。

そのいい例が東京圏対策のようにしか見えません。働く世代を東京圏に集めて、高齢者を外に出す。どう見ても先ほども言いました中央集権の新たな手法だと私は考えます。中央集権に風穴をあけると見られた省庁の地方移転も進んで

いません。全面移転が決まったのは文化庁が京都に移るだけです。地方活性化は、やはり顔の見えるコミュニティと権限と財源を移譲して考えるべきではないでしょうか。まちの目標を定め、一歩ずつ歩んでいる自治体もあります。ふるさと納税に独自の工夫を加え運用する。返礼をするだけの関係ではなく、寄附者を町づくりに巻き込んで、人と人との出会いを大切にすることを目標に掲げるこうした町づくりに共感し、道内外からも移住してくる人が増えたという例もあります。それぞれの地域が自分たちの魅力を突き詰めて考える。それを磨いて、外の人たちをも包み込む。そうした視点も大切だと思いますが、町長はどう思われますか。

### 町長再々答弁

1点目の日本版CCRC構想についてであります。今のところ国の構想に呼応した全国の状況は極めて少ないということですが、その一番の要因は、議員のご指摘のように、人口が増え、高齢者が持つすぐれた現役時代の能力を町づくりに生かすといったことについては私は異論はな

いと思います。ただ、その先、人口が増加し、高齢化が進んでいくわけでありますから、そのことに對する自治体のさまざまな社会保障対策をどうするのかということ考えたときには、ご指摘のような心配があるということにつきましては、私もそのとおりでと思っております。国としても全国の事例から見ても一度見直すというような時期も来るのではないかと思っております。私としてはできるだけ地に足をつけた形で、また町の総合計画に立脚したような考え方で進めてまいりたいと考えます。

2つ目のふるさと納税制度を今後の地域活性化にどう生かすかについてであります。ともすれば今ふるさと納税制度は、地方の財源を増やし、そして地方の返礼品を介して特産物等新たな産業振興に役立てるといふようなところに目を向けられている傾向にあることはそのとおりです。今総務省も改めてふるさと納税制度のあり方について地方分権、地方を尊重するとしながらも見直し等の検討をしなければならぬというように、

都市においても、ふるさと納税されるというものは、自分の自主財源、地方税そのものが減るという逆の現象が起きているわけであり、ふるさと納税制度のあり方を見直すべきだという声も出ていることも事実です。そうした状況から考えますと、議員ご指摘のように、ふるさと納税してくれた方をそれぞれの地域の応援団として、長くそれぞれの市町村、地域とのつながりを持っていただくようなことが非常に大事でないかと私も思います。したがって、当町におきましてもおおむね1年遅れにはなりますが、ふるさと納税で実質町の増収になった部分につきましては、条例に基づきふるさと振興基金に積み立てをし、それを町の総合計画の町づくり目標に沿って使っていくという形で積丹町では募集しておりますから、そのようなお金の使途、収入がどのように管理されているのか透明性を持たせることが最も大切だと思っております。そのことは、当然のことながら町民、議会にもきちんと承知していただくということであり、都市部の納税者の方々にもそうした透明性が保たれている

ことがわかる基金管理をしてまいりたいと考えております。



▲ふるさと納税返礼品カタログ

## ◎積丹町予算審査特別委員会の 審議状況について

平成29年第1回定例会会期中、積丹町予算審査特別委員会（佐藤晃委員長）が開催され、平成29年度積丹町各会計の予算について審査した結果、すべてを原案のとおり可決すべきものとして決定されました。主たる質疑、応答の要旨をお知らせいたします。

☆審議の日程 平成29年3月13日  
より3月16日までの3日間

### ◎主たる質疑応答の要旨

※平成29年度積丹町一般会計予算

#### ☆歳入一括

##### 岩本委員

地方交付税の予算額が、昨年同様の16億7,100万円が計上されています。地方交付税は歳入の約6割を占めるわけで、人件費、扶助費、公債費、補助費、繰出金の支出に使われてしまうため、積丹町の事業に充てる財政確保が厳しい状況と、予算説明資料に記載されています。

昨日、平成28年度の普通交付税が約5,650万円増額補正され

ましたが、特別交付税は最終的に幾らになったのですか。

##### 加藤企画課長

特別交付税の最終的な確定は、今月の下旬にされる見込みです。道東の台風被害等の影響で、前年度を下回るという情報もあるところです。

##### 岩本委員

28年度の特別交付税の当初予算1億6,000万円と同等の金額が来るとすると、地方交付税が充当歳出経費より、約6,300万円の不足額になります。そのぐらいで見込んでいるのですか。

##### 加藤企画課長

ご指摘のとおり、今回の定例会で補正した普通交付税は実績数値になっています。特別交付税がまだ決まっています。補正後の数値が実績見込みと

捉えています。

##### 岩本委員

充当歳出経費は、資料で17億8,900万円と見込んでいますが、この辺は増えるのですか、減るのですか。

##### 加藤企画課長

この資料は、当初予算と比較しており、28年度の決算見込みで義務的経費が幾らになるかまでは計算していません。

##### 岩本委員

平成29年度も他の事業に充てる財源確保が厳しい状態これからも続いていくでしょう。世の中のいろんな不透明な情勢があるものですから、その辺も考えて、最終的には町長が判断していかなければならぬところだと思います。

次に、教育使用料、本年度予算額が前年度より約40万円増加しています。これは研修センター使用料増加分だと思えますが、研修センター使用料の152万7,000円の積算根拠は。

##### 白濱学校教育課長

ご指摘のとおり、研修センターの利用料が増えたことにより、昨年より40万円ほど多く計上しています。700人ほどの宿泊者を予定しており、宿泊料が約85万円、また、宿泊者の布団使用料を実費で徴収してお

り、1人当たり864円と試算し約61万円、このほかに自動販売機の電気料と厨房使用料も多少見込んでいます。

##### 岩本委員

妊産婦安心出産支援事業費補助金について、説明資料では、妊婦健診等及び出産に係る交通費を16回分援助するということですが、これは札幌に行く人だけですか。何名分見ているのですか。

##### 坂野住民福祉課長

16名の妊産婦を見込んでいます。これは自宅から健診、出産のできる病院までの往復のバス賃で試算しています。

##### 岩本委員

1人1回だけですか。

##### 坂野住民福祉課長

出産前の健診が14回、出産に係る通院が1回、出産後の健診が1回の合計16回です。

##### 岩本委員

その他の雑入のその他、その他にしては224万5,000円と金額が多い気がするのですが、これは何なのか。

##### 加藤企画課長

1点は企画課所管の事業で、千歳空港で物販を含めたイベントを開催するということとで、その物販の販売収入が85万円です。残りについては、各課からいろいろ細かいものが出てきて

おり、内容を精査するのにお時間  
いただきたいと思えます。

**岩本委員**

昨年度の予算額が1  
20万円なのです。説明の項目に  
載せてもらわないと、今聞いたか  
らわかるようなもので、85万円も  
のお金はどうして入ってくるのか  
全然わからない。何のイベントで  
何を販売するのも教えてくださ  
い。

**加藤企画課長**

その他の主なも  
のは、1つは保育所職員の給食費  
で43万2,000円、それから後  
期高齢者健康診査の一部負担金2  
万4,000円、北海道後期高齢  
者医療広域連合特別調整交付金、  
長寿健康増進事業で70万円、それ  
と先ほど申し上げたちよこつと市  
町村PRフェア売上金85万円です。  
このフェアは、主催が北海道テレ  
ビ放送(株)、後援は北海道銀行、コ  
ープさっぽろなどで、北海道を代  
表するシェフが地元の特産品を使  
った商品開発をし、そのレシピを  
使ったつくったものを千歳空港で  
5月5日から7日までの3日間販  
売をするもので、参加は道内20市  
町村です。この売り上げは、1個  
単価500円のを1,700  
個販売することで85万円の予算を



▲ちよこつと市町村PRフェア (H29.5.7)

計上しています。これについては、  
企画費の歳出でも予算計上してお  
り、内訳は食糧費35万円、冷蔵庫  
等の借上料10万円、参加負担金40  
万円です。

**葛西委員**

総務費道補助金、漁  
港利用料についての内容を教えて  
ください。

**西川農林水産課長**

プレジャー  
ボートの漁港利用徴収分が146  
万2,000円、町内の漁業者の  
漁港利用料徴収分が49万5,00  
0円です。

**葛西委員**

外来船が停泊する場  
合は、使用料はかかるのですか。

**西川農林水産課長** イカつけの  
外来船については、北海道に利用  
料として納める形になります。

**葛西委員**

外来船の場合は、こ  
この漁協に停泊料が入ってきてか  
ら道に行くのではないのですか。

**西川農林水産課長**

利用料は北  
海道の漁港管理条例に基づき船舶  
の大きさなどで定められており、  
北海道に納めることになっていま  
す。この補助金は、事務手数料と  
して北海道から納入されているも  
のです。

☆1款議会費・2款総務費

**田村委員**

臨時職員の賃金の関  
係について、今から4年ほど前に  
労働契約法ができていますが、役  
場の臨時職員も労働契約法の中の  
範囲内ですか。

**澤田総務課長**

地方公務員や国  
家公務員は労働契約法の対象には  
ならないと規定されていると認識  
しています。

**田村委員**

間違いないですか。  
有期雇用契約は更新されているこ  
とと、労働者から無期労働契約  
を望んでいる場合、2つがそろえ  
ば正職員にしなければならぬと  
なっているのです。間違いではな

いとしたら、1番目の有期契約の  
更新という意味合いはどのように  
なるのか。

**澤田総務課長**

5年を超える形  
で有期契約を結んで雇用をした場  
合は、5年たつとその労働者が無  
期雇用契約者として契約してくだ  
さいと申し出る期間があるとい  
うことで、それが有期雇用契約の  
概念と認識しています。

労働契約法の中でそのようなこ  
とがうたわれていますが、地方公  
共団体、国の機関については対象  
にならないと規定されています。

**田村委員**

4年間にたしか3カ  
月、3カ月くらいの契約をしてい  
た方で、それが不当だといって裁  
判して、行政側は負けている判例  
もあるのです。だから、今課長の  
言うような契約の仕方は、いささ  
か問題あると私は思うのです。あ  
ちこちの自治体でそういうことを  
やっているのです。すごく大きな  
く問題化されているのです。要す  
るに、全くモチベーションの上が  
らないような契約を何十年も勤め  
た人にそのままするのは問題だろ  
うと。条例改正でも何でもしなが  
ら、ぎりぎりのところで辛抱して  
もらえるところまで最低でも上げ

るのが行政としての責任だと私は思っているのです。財政面のことも考えれば、なかなか難しいと思います。この働き方の形態、これは真剣になって皆さんで悩んで取り組む問題だと思っております。

**澤田総務課長** 有期労働契約者が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みによる期間の定めのない無期労働契約に転換をできることになっていきます。それについては、労働契約法第22条に、この法律は国家公務員及び地方公務員については適用しないと明文文化されていますので、反復雇用したとしても町の職員が無期労働契約へ転換されることは今の法律体系ではありません。

それで、地方公務員法と地方自治法を改正して、委員お尋ねのような処遇の改善を図ろうという動きは見えており、国においてはこの通常国会に提案して、決定されれば32年4月1日から施行される形で現在、改正の事務を進めているところなんです。ただ、一般職の非常勤職員が、手当が出るような身分になったとしても、会計年度を超えて雇用するということにはならないということで国は考えてい

るようです。

あくまでも町の職員、地方公務員については、地方公務員法及び地方自治法に基づいて雇用するというところで、ご理解いただきたいと思っております。

**田村委員** わかったのですが、まともに生活するためには積丹町の場合は公務員試験を合格しなければ無理ということなんです。果たしてそれでいいのか、悪いのかということなのです。福祉の増進をうたっておきながら、貧困と言われている人たちに賄わせてもらって支えているというのは決していい話ではない。ここで安くても頑張つて続けようという気持ちのある人だったら、一回雇いどめしなくても、そのまま継続してあげることぐらいできるではないか。何とかみんな頑張って苦しんで、臨時の職員の頑張っている人たちを少しでもいいから前進させてあげたい。

**澤田総務課長** 他町村の臨時職員に対する日当手当等の状況も踏まえながら、検討はする余地はあるかと思いますが、それは財政的なものも含めて検討をした上で対応していかなければならない問題だと思えます。基本的には法律に

基づいた雇用をしなければ逆に雇用された方に迷惑をおかけするということにもなりかねませんので、その辺は簡素化を図りながら、法律に違反しないようなことができないのかどうなのかについては検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思えます。

**笹山委員** 地区会館改修工事500万円、今年はどこを改修するのですか。

**加藤企画課長** 入舸会館の改修をする予定です。前年度、予算不足でできなかった部分があり、今年度さらに追加して工事をするものです。

**笹山委員** 地域おこし協力隊の人選については少し厳しくやっていたかと思っております。

**加藤企画課長** 地域おこし協力隊については、現在公募していますが、きちんとした人を採用していきたいと考えております。

**岩本委員** 地域おこし協力隊業務サポート委託料の事業内容と委託先はどこなのか。

次に、まちづくり活動支援事業補助金1,550万円、ハード事業とソフト事業、それぞれ何件ぐらい見ているのか。

総務諸費の講師手数料50万円の内容は。

**加藤企画課長** 地域おこし協力隊業務サポート委託料は、地方創生関連で観光牧場の試行をするため、馬の扱いに慣れてもらうために、皆さんこミュゼというところで何カ月か研修させたいと考えています。

次に、まちづくり活動支援事業補助金については、ハード事業1件950万円、ソフト事業10件600万円です。

**澤田総務課長** 総務諸費に計上している講師手数料は職員研修の講師の人数です。人事評価制度に係る全職員を対象とした研修で、同一内容で3回程行う予定です。

**岩本委員** 地域おこし協力隊の方が採用されたとして、住まいのことはどのように考えているのでしょうか。

**加藤企画課長** 職員住宅で対応したいと考えていますが、不足した場合には公営住宅等に申し込むことも考えています。

**岩本委員** この方の職場は旧積丹牧場になるのですか。そして、馬は何頭ぐらい予定して、馬小屋はどこを予定しているのですか。

### 加藤企画課長

平成29年度の地方創生事業関連は、まだ国と事前調整中ですが、旧積丹牧場が作業場になり、馬を置く馬場と、その横に馬を入れる小屋をリースで置くという考えです。圃場は去年に引き続き同じ場所です。観光牧場としての可能性調査を進めていきたいと考えているところですが、頭数は皆さんこミュゼとも相談しなければならぬのですが、5頭くらい入る小屋のリースを予定しています。

### 岩本委員

まちづくり活動支援事業の募集と決定は去年と同じということと考えてよろしいですか。

### 加藤企画課長

募集は、1回目  
が4月25日、2回目  
が7月25日の  
締めという  
ことで、年2  
回の募集、  
例年どおり  
実施してい  
きたいと考  
えています。  
決定につい  
ては、委員  
会開いてか  
らになるので  
、いつまで  
ということ  
はないです  
が、なるべく  
早く決定を  
したいと考  
えています。

### 岩本委員

昨年、最終発表会を見させていただきましたが、淡々と発表して、こういうことやりましたよと、ただそれだけなのです。



▲まちづくり活動支援事業報告会 (H29. 5. 12)

### ☆3款民生費

#### 笹山委員

老人クラブ連合会交付金の内訳教えてください。

#### 坂野住民福祉課長

各単位団体に幾ら交付しているかは、その単位団体の会員数によって違うものですから、申請を受けた段階で老人クラブ連合会で計算し、決定してから各単位団体に交付する形になっています。今個々の団体が幾らかは申し上げられない状況です。

#### 笹山委員

28年度の数字で、29年の見込みということもできないですか。

#### 坂野住民福祉課長

単位団体の活動費として全体で64万円ほど見えています。連合会の活動費として15万円ほど見えています。

#### 笹山委員

全体の活動費を聞いているのではないのです。各老人会に幾ら交付されているのかを聞いています。

#### 坂野住民福祉課長

28年度の決算見込みは、美国宝寿会が10万9,859円、幌武意の若葉会が6万6,197円、入舸老人クラブが6万4,085円、日司シルバークラブが6万2,676円、野塚悠ゆう会が8万4,507円、余別地区長寿会が6万2,676円、

合計で45万円になっています。

### ☆4款衛生費

#### 葛西委員

予防接種について、おたふく風邪をこじらせて難聴になっている子供たちがいます。おたふく風邪予防注射をこれから考えるべきではないかと思いますが。

#### 坂野住民福祉課長

おたふく風邪の予防接種は任意接種です。希望する方については接種料金がかるので、町のほうで幾らか助成してはどうかというご提案だと思えますが、管内の状況を聞いてみます。研究したいと思えます。

#### 笹山委員

合併処理浄化槽について、個人合併処理浄化槽の設置への助成は、原則個人負担3万円とあります。これは、何人槽で見ているのですか。また、新しく事業所を開設した事業者に対して合併処理浄化槽の設置費への助成3分の1以内となっています。個人の負担3万円と事業所の補助対象3分の1の説明をしてください。それと貸付金180万円予算計上していますが、例えば30万円借りる人、20万でいいという人、最大借りたいという人もいるでしょうから、結局上限180万円で貸し

付けは切るといことですか。

**坂野住民福祉課長** 個人浄化槽は、人槽に関係なく3万円ということですが。

次に、貸付金については、1人上限60万円で3人分見えています。事業向けの浄化槽については、国の基準の3分の1以内という形で要綱をつくりまして、人槽については、5人槽から最高51人槽以上、最高で242万9,000円ということとで補助の設定をしています。

**笹山委員** 上限はないということとで理解してよろしいのですか。

**坂野住民福祉課長** 人槽の上限というのは別に設けておりませんが、ただ、標準の工事費等、例えば5人槽で134万円ほどかかります。その負担金部分が3万円ということとです。事業用については、最高が51人槽以上ということとですから、例えば60人槽、70人槽でも51人槽以上の補助金の上限額で算出するという形です。

**笹山委員** 個人合併処理浄化槽の場合は、金額に関係なく3万円の負担でよろしいということ、事業所の場合は、金額関係なく3分の1を補助の対象にするということとでよろしいですね。

**坂野住民福祉課長** 説明不足な部分もありました。まず個人住宅

は10人槽まで補助するということが訂正させていただきます。

次に、事業所用については、51人槽以上あったとしても51人槽で上限額を決めていますので、それまでは助成するという事です。

**山本委員** 合併処理浄化槽設置費補助金の件について、積丹町での施工方法は、どのようなものを標準としてやっているのか。

もう一点は、今の新しく事業所を開設した事業者には3分の1を補助すると。既設の事業所は対象外なのか。例えば、新しく建物を建てたと。その中で1階が店舗で、2階が住宅だと。そういうときにはどのような方法になるのか。

**下山住民福祉課総括主査** 1点

目の個人住宅の施工方法ですが、町住民福祉課の補助要領で定めており、5人槽設置の場合は134万円を基準額として定めています。それに伴い、いろいろな施工方法が出てきますが、例えば実際掘って水があふれ出たりなど水替えを要する経費、放流管までの配管が長くなるなどの経費については、その補助金の上限にさらにプラス

して加算金額の上限を定めています。平成26年に個人住宅用の補助事業を開始したところですが、当初の考え方としては、下水道負担

金と同様の3万円でできないかと検討した次第です。その際に循環型社会推進交付金という補助率3分の1の国庫補助制度があります。が、過疎対策事業債を活用したところが町の財源が軽減されることから、個人設置型については過疎債を活用し実施しているところです。

事業所用合併浄化槽の補助については、生活環境の保全のほか、定住の促進を図ることを目的に平成28年度に補助要領を制定したところです。よって、平成28年4月1日以降に新規に事業所を開設した事業者が補助対象となります。事業所用浄化槽の設置は個人設置型同様の過疎債が充当できないことから、国庫補助制度を準用し3分の1以内を補助としています。

次に、1階は店舗、2階は住宅、併設される事業所があるかと思えます。実際に住宅を併設されている事業所については、個人設置型補助を活用して整備した事例もあります。あくまで住宅分の面積で算定された分を補助対象として

るところです。新規の事業所で浄化槽を設置する場合は、どちらか有利な方法で活用されるとよろしいかと思えます。

**山本委員** 一般住宅の浄化槽を

埋設した場合に、その検査はどこ

の所管でやっているのか。

**石田建設課総括主査** 浄化槽を設置する際に個人から連絡をいただき、建設課の担当職員がその状況を確認します。設置後も我々が原寸検査や放流先の確認、放流槽の確認といった形で、適正に設置されているか確認を行っています。

## ☆5款労働費

**海田委員** 福祉除雪サービスの

件で、昨年12月に一般質問時点では、申請が1件しかきていませんという答弁でしたが、結局申請は何件ありましたか。それと、申請に当たり、民生委員や町内会長に相談されたのか伺います。

**坂野住民福祉課長** 27名の申請

がありました。

一般質問の際、各町内会等にご相談しますと答弁しましたが、各地区の民生委員の範囲外の部分については、町内会には相談せず、私がパトロールした中で確認して

やっています。申請については、チラシも回していますし、社会福祉協議会や民生委員にも回してもらいました。

**海田委員** 一般質問の際には、

町内会、民生委員と相談して除雪困難者のためにやりますと言ったのです。民生委員の方に相談しましたか。していないです。野塚で1件、除雪困難者がいるのです。

私は町内会長、うちの嫁さんは民生委員やっていますが、一つも相談ごさいません。言った以上責任持つてきちつと相談して、あなたが判断するのでなく、地元の町内会、民生委員の方にきちつと相談する。あなたが見て歩いて判断して、27件ありました。そういう問題でないと思います。困っている人がいるから一般質問して、いろいろ相談して、皆さんと協議してやりますと。それなのにまだ野塚では依然として除雪ができない方がいます。やはり地域、地域の活動している方に大いに活動していただいて、意見を述べていただきたい、それ参考にしていくのが課長の役目でないでしょうか。

**坂野住民福祉課長** 委員のご意見重く受けとめたいと思います。

ただ、昨年、民生委員の例会の場で除雪サービスの申請、それから状況の確認等もお願いして、申請書の用紙も渡しています。また、社会福祉協議会にも同様の依頼をしています。それから、委託先の生産活動センターにもパトロールしている段階で、申請の受け付けができるのであればやってほしいということでお願ひしています。

**海田委員** 民生委員からこの方が除雪できない状態ですと、あくまでも本人から申請を出さなかつたら町ではやらないということですね。地域に密着した民生委員の方が、こういう方がいるというのであれば、本人と面会なりして、それで判断しているのだろうか。

**坂野住民福祉課長** 申請書の用紙自体は民生委員に渡しておりまして、それに署名、捺印ができませんが、そういう形で出していただいてるのが現状です。申請のほとんどは民生委員から提出されたもの、社会福祉協議会が回って申請書を受け取ってきたものがほとんどです。

それから、本人に面会するということではなく、それについては

その申請を持ってきた方なり、民生委員だとか、社会福祉協議会に状況を全部教えていただき、確認して決定している状況です。

**海田委員** 住民福祉課の方が行って、こういう補助だとかこういうサービスがありますという説明は一切してないということでしょうか。

その辺を説明する必要があるのでないだろうか。答弁はいいです。

#### ☆6款農林水産業費

**岩本委員** 昨年、一昨年度実施

された水産資源回復対策事業補助金と漁業系廃棄物資源活用推進事業補助金が、今年は予算計上されていませんが。

**西川農林水産課長** この2つ事業については、29年度も引き続き調査実証試験をすることで、地方創生関連事業として4月の臨時会に補正予算として上程する予定です。

**岩本委員** 去年は400万円ずつの事業費でしたが、地方創生推進交付金はいくらで申請しているのですか。

**西川農林水産課長** 昨年同様、400万円程度の予算見ていると

ころです。

**岩本委員** 町の一般財源は幾らずつ見ているのですか。

**西川農林水産課長** 地方創生推進交付金については2分の1補助となつていますので、残りの財源は町債等で賄うと聞いています。

**岩本委員** そのとおりです。地方創生推進交付金の場合、国50%、町50%、そういう事業かどうかです。確認ですが、加速化交付金の率はどうでしたか。

**加藤企画課長** 平成27年度の繰越財源ですが、加速化交付金については10分の10の補助率となっております。推進交付金は2分の1補助ということですが。

**岩本委員** 余別新川のサクラマスはまだ調査中ですが、サクラマスの漁獲高が伸びている気もしますが、この事業の成果は幾らかでていますか。こういう事業はある程度時間がかかるものなので、推進交付金がかたとえ補助率2分の1でもやっついていくべきではないかと思えます。それから、この間の小樽商大の八木先生の中間報告を聞く限りでは、いろいろと成果が出ていると説明していたので、たとえ交付金が出なくてもやれる範囲



でやっていかなければならない事業だと思っているのです。

### 西川農林水産課長

今回の事業

の成果と言われますと、当然3年、4年回帰するまではかかりますので、まだ二、三年先の話かと思っております。ただ、中間報告でもありましたとおり、今までサケが上らなかつた新川にサケが遡上するという状況が見られたということとは、評価されるべきものと思います。あわせて、平成22年から余別の青年部の方々が中心となってサクラマスの発眼卵の埋設放流も



▲さくらます祭り (H29. 5. 27)

余別川上流部でしていますので、もしかしたらその成果でサクラマスの遡上が多かったのもあるのではないかと思えますし、こうした事業を引き続き実施したいと思っています。

### 岩本委員

次に、漁業系廃棄物

対策ですが、小樽商大の八木先生が乾燥させたウニ殻より、割ったばかりで日にちのたつていないウニ殻のほうが効果があると。特にミニトマトやイチゴの甘みを増すのに非常に効果があるというご提言でした。だから、このウニ殻も漁業関係者だけで終わらすのではなく、農家との連携も図って、こういう調査結果があるので使ってみませんか、積極的に農家にも働きかけて、そうすれば漁業者も助かる。効果があれば農家も助かるので積極的にやっていたいただきたいと思えます。

### 西川農林水産課長

ウニ殻のプ

ロジェクトについては、小さいプランターでの実証試験はやっていきます。今年も引き続き当町で作付されているものについて実証試験行いたいと思っておりますし、実用化に向けて進めてまいりますし、

います。

### ☆7款商工費

### 岩本委員

観光美化清掃委託料

が計上されていますが、これはトイレの清掃も含まれていると思うのですが、トイレの清掃の委託先は1カ所なのですか。

### 山崎商工観光課長

平成28年度

までは生産活動センターへ委託発注しているところです。

### 岩本委員

私がいつも気になる

のが、茶津地区のトイレと美国漁港のトイレ、この2つ非常に古いのです。美国漁港のトイレは、漁師の皆さんや釣り客など利用者は割と多いように思われます。けれども、茶津のトイレはどのよう

### 山崎商工観光課長

年数も非常

に古くて、場所的にも光が余り差し込まない、湿地の中で立地されています。国定公園内のエリアということもあり、周りの樹木も刈り入れられていない状況にもあります。また、壊されて、便器の補修や撤去などをした経過もあり、衛生的にも余りよくないと感じています。

### 岩本委員

感じているだけでは

だめなのです。立地条件も悪いし。今現在のあの状況で、あのトイレを使うという気にはならない。かえって積丹の観光のイメージダウン。まずお聞きしますが、あの2カ所の土地は町有地ですか。

### 山崎商工観光課長

茶津トイレ

と美国漁港トイレは町有地だと記憶しています。

### 岩本委員

例えば美国漁港から

行つてトンネルの入り口付近は町有地ですか。町有地であれば都合いいのですが、私はこの際、茶津と美国漁港のトイレを解体して、あそこに1つきれいなトイレをつくつたらどうかという考え方なのです。予算がかかることですが、町有地であれば建設費だけではないのだから。かっぱズボンはいたまま漁師が寒い中使っているのです。もう少し働きやすい環境を何とかしてあげましょう。

### 山崎商工観光課長

特に旧スト

ア前のトイレは漁業者や釣り客もご利用されるということですので、その実態を再度把握して、また地域、茶津の町内会ともいろいろご相談しながら、集約化は一つの案というふうにも思いますので、それらを含めて検討していければ

と思います。

**岩本委員**

次に、観光費の負担金補助金、ふるさとの郷土にある行事、美国神社の火祭り、これは宗教も絡むことだから、町が絡んでいくことは難しいことも十分わかりますが、神社の少ない財源の中でポスターを刷っているし、何年前かに美国の火祭りがテレビに取り上げられ、毎年見物客が増えているような気がするのです。町も交通指導員の配置だとか、職員も仕事を休んで行列に参加だとか、協力しているのは重々わかります。何とかそういうものに補助してやる方法ないものか研究してみたらどうですか。

**山崎商工観光課長**

ご心配のとおり、宗教という絡みがありますので、私もいろいろほかの例なども調べまして、改善ができるのかどうか調べてみたいと思います。

**岩本委員**

町民ばかりでなく、ふるさとを去った人も結構見に来るのです。そして、感動していくのです。ぜひともこういう行事はすたれさせないよう頑張ってくださいと思います。

次に、修繕料の中の自然公園があります。役場の裏から黄金岬に



▲美国神社祭典

上っていくコース、そこに木柵で転倒防止のためのロープを張っている箇所があります。秋に結構たるんでいて、木柵も倒れかかっていたのですが、あのままこの冬越したのですか。

**山崎商工観光課長**

ロープについては職員で張りを戻して、雪で押されないように養生はしていましたし、看板についても養生もしておりましたが、冬期間、点検には行けていない状況にあります。

**岩本委員**

本当に一生懸命やる気あるのか。あのままでは本当に観光客のイメージ、かえってない

ほうがいいでしょう。転落防止だから、町としては、やらざるを得ないのでしょうが、木柵も倒れかかって、ロープもたるんでいる。積丹町は本当に観光に力入れているのかと言われます。今雪解けたら早急に全部点検してきちっと直してください。

**山崎商工観光課長**

過年度来、木柵についてはいろいろ指摘があったところです。また、北海道や石狩森林管理署等を構成員とする遊歩道の検討委員会では、倒れかかっているものをそのままにしているよりは、むしろ撤去したほうがいいのではないかとのご意見等もいただいているところです。また、観光地としてふさわしい状況にはないのではないかとのご指摘もあったところです。雪解けすぐ遊歩道を再度確認して、できるところから補修を加えて、なるべく不快のない形にしていければと思います。

### ☆10款教育費

**田村委員**

外国語指導助手配置委託料について、中学校の卒業式に出席していた方とは別に1人配置されるということですか。

それと、後志振興局のホームページだったと思うのですが、岩宇の小さな小学校で、地域の神楽を練習されて、赤井川キロロスキー場で外国人がたくさんいる中で披露して、そしてその伝統芸能である神楽を英語で案内して発表されたということ、ただ教えるだけでなく、すばらしいなど、積丹町負けているのではないのかと思っただ次第です。何とかもう一歩踏み出していただきたいと思っておりますが、どうでしょう。

**白濱学校教育課長**

もう一名配置するというのではなく、平成29年度も1人配置するという予算です。

それから、子供たちに英語の学習の機会を増やしたらどうかという議会等からの意見もあり、2年くらい前から月1回程度ですが、放課後子ども教室において、ALTの活用を図ってきたところです。もう少し地域に踏み込んだALTの活用方法がないか、今後検討していきたいと考えています。

**田村委員**

例えば地域の伝統という話をお年寄りから、先輩から、そして子供と、とても大切なものを学ぶチャンスでもありますので、

何とかもう一歩踏み込んで実現することが子供たちの役に立つのでしようと、大人になるきっかけになるのではないかと思います。

そして、姉妹都市である香美市の子供たちが自分たちで詞をつけて、プロの歌手に曲をつけてもらって発表されています。とても感動しました。その後のことを聞きましたら、まだ活動されて、子供たちにも変化があったとお話しています。そういうこともありますので、ぜひとも子供たちをそういう発表のする場ができるような環境をつくっていただきたい。

**白濱学校教育課長** 伝統郷土芸能等については指導者等の協力も得なければならぬので、地域の先駆者の方にお話ししてみ、今後に生かせるように努めていきたいと思えます。

**笹山委員** 地域コミュニティの再生に関するモデル事業備品は、何を購入するのですか。

**白濱学校教育課長** まず海洋センターの図書購入費として25万円ほど、B&Gシネマ事業を実施するための視聴覚機材としてプロジェクターやスクリーンなどで40万円、DVD購入費として25万円ほど、それから、シャワー室の更衣室にベンチを設置する予定で、その費用が30万円、合計で120万円です。

ど、それから、シャワー室の更衣室にベンチを設置する予定で、その費用が30万円、合計で120万円です。

**山本委員** 文化活動費について、教育長に伺います。鯨場音頭保存会は積丹町の文化財第1号の指定になっていることはご承知でしょうか。

**十河教育長** 地域の伝統芸能ということで指定をしていると承知しています。

**山本委員** これからの育成の方については何か協議されているのでしょうか。

**白濱学校教育課長** 現在のところ特段鯨場音頭保存会に対して助成等してはいません。ただ、平成27年度の少年教室で、亡くなられた前佐々木会長に鯨場音頭の歌や踊りの指導をしていただいた経過もあります。子供たちについても今後保存会の協力をいただきながら伝承していきたいと考えています。

**山本委員** 文化財第1号指定になっっている中で、後継者もだんだん少なくなり、またニシンの語部的なお年寄りもいなくなっっている状況にあります。第1号に

指定している以上、協力的に育成に努めてほしいと考えています。

**白濱学校教育課長** 商工観光課とも連携しながら対応していきたいと考えています。

**岩本委員** 臨時教職員約368万円が昨年まで計上されていましたが、これは美国小学校の複式学級を逃れようと予算計上した経緯にあります。同校の28年4月1日の児童数は、1年生が5名、2年生が12名、3年生が9名、4年生が15名、5年生が3名、6年生が11名となっておりますが、幾らか変更がありましたか。

**白濱学校教育課長** 児童数の変更はありません。

**岩本委員** 結局今の段階で、5年生が3名ということで、6年生とタイアップすると14名になるわけです。以前にも聞きましたが、たしか複式学級の編制基準は、16名以下となっていましたね。

**白濱学校教育課長** 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、学級編制することになっており、近接した学年を合計して16名以下になった場合は複式学級という編制になります。ただし、1年生を含んだ場合は、近接なので2年生との合計になります。8名以下で複式学級の編制になります。

**岩本委員** 29年度、新1年生の人数教えてください。

**白濱学校教育課長** 8名の予定です。

**岩本委員** 今年は、1年生が8人、2年生が5人、3年生が12人、4年生が9人、5年生が15人、6年生が3人と。5年と6年合わせて18人。それで、この臨時教職員の子算が今年に計上されなかつたという理解でいいのですか。

**白濱学校教育課長** ご指摘のと



▲B&G図書コーナー

おり複式が解消されるため予算計上しなかったこととなります。

**岩本委員** 今年はそれで逃れると。そうすると、来年の4月になると2年生と3年生合わせて13人ということになるのです。例えばPTAの強い要望があった場合は、町独自で複式学級にしないことはできるのか、できないのか。

**白濱学校教育課長** 先ほどの学級編制の法律では、16名以下であれば複式学級を編制しなければなりません。ただし、平成18年に三位一体改革にあわせて基準が緩和され、地域の実情に応じた特色のある学校づくりや教育上配慮が必要な場合には市町村が自ら教職員を任用できるようになりました。ただ、その場合には町単独費の給与ということになります。

**岩本委員** 何とかこれをこのままの状態を続けてくれないかという声が物すごく強いのです。何とかこの状態を考えていただきたいと思うのですが、さらに今の状態を続けていくと、だんだん人数が減っていきますから、2人雇わなければならなくなる。七百何十万円の町単費となるのです。その辺、町長はどう考えているのか。

**十河教育長** ご指摘のように平成30年度には複式化が予想され、

また、それは平成30年度に限ったことではなく、その先も児童の減少傾向が予測されます。こういったことを考えると、平成30年度だけ町単費の教員を配置することが果たして適切なのか、継続して教員を配置できるのかも当然考えていかなければならないと思っております。また、複式学級だから全てよくないのかという議論も当然あると思えます。今直ちにどうするという結論的なことは申し上げることはできませんが、子供たちの教育環境を整えていくという観点から、いろいろ検討していく必要があるかと思えます。町長と教育委員とで構成される総合教育会議等の場などにおいても議論を重ねていきたいと思っております。

**松井町長** 地域の方々、在学中の保護者の皆さんにも平成30年度以降の子供たちの推移を十分説明していかなければならぬと思います。一方で、小規模校の活性化、小規模校の良さを伸ばしていくことも必要だと文科省が申しています。これまでの我が町の学校適正配置

のあり方とその後の地域の状況等を勘案した場合にどんな歴史的な現象が起きたのか考えていかなければならないと思えます。

義務教育でありますから、財政力の格差によって少なくとも子供たちの教育の機会均等が損なわれるということがあってはならないと思えます。財政の健全維持との関係については、町民の皆さんとどこを我慢していただくのか、真剣に議論をしていかなければならないかと考えます。

**岩本委員** 教育長が言うように複式学級はいい面もあると思えます。決して否定するものではありません。大人の我々の力が及ばないために、残念ながら子供の世界にもこういう厳しい時代、人口が増えていけばこういう問題は起きなかつたのでしょうか、こういう時代が来てしまったということでは、これは町民、特にPTAの皆さんとじっくり議論をして、いい方向にいければいいのですが、下手すれば余市の小学校に入れると。そういう声も出ないとも限らない。なるべく子供を悲しませないように、親の要望も聞いて頑張りたい。

**十河教育長** いずれにしてもできるだけ子供たちに良好な教育環境を提供するということを念頭に置きながら、どういったことが可能なのか、そういったところも保護者の意向等も聞きながら、方策については検討していきたいと思っております。

☆11款災害復旧費・12款公債費・

13款諸支出金・14款予備費

**海田委員** 災害復旧費の内容について教えてください。

**澤田総務課長** 一般的な災害対策は総務費で予算計上しています。大規模な災害が発生し、国の補助等で復旧する場合、スムーズに運営できるように必要と思われる予算を最小限計上しているというところで、そのような意味合いを持つ予算です。

**海田委員** 防災担当は総務課ですが、災害が起きた場合、職員が地元におられることが一番大事だと思っております。今現在、職員が町外から通っている人は何人いますか。

**澤田総務課長** 昨年12月の状況ですが、12名が町外に住所を有しており、毎日町外から通勤してい

る者はそのうちの11名です。

### 海田委員

総務課の防災担当の方はどうですか。全員積丹町に住居を構えているのでしょうか。

### 澤田総務課長

11名中2名が該当しています。

### 海田委員

通勤手当の総額は幾らになっているのか。それで、防災担当が町外から勤務しているということ、私は余りよくないのではないかと。住居をどこに構えてもいいのですが、災害起きた場合には一番先に行動を起こさなければならぬ人が町外から通っているのはいかがなものかと思つてます。

### 澤田総務課長

通勤手当の支給額は、11名で月額約13万6,000円、年間163万3,000円余りになります。次に、基本的に大雨警報や災害に係る警報が出た場合は夜間でも参集できる体制をとるということで、町長、副町長も含めて個人の携帯とは別に、原子力防災事業で配備されている災害携帯で連絡をとり合いながら、状況に応じて随時参集できる体制をとっていますし、また大雨等の被害が予測されるときには夜間役場に在庁する体制をとっています。

総務課職員のみならず、職員は基本的にいつでも参集できるという状況であることが望ましいという前提で体制はとっているつもりです。

### 海田委員

突発的に地震が起きた場合は、当然他町村から積丹町に来ることできないのです。それで、今現在69名の職員がいる中で、12名の方が町外だということは、大変な事態でないだろうか。地震や原発事故などいろんな面において、果たしていいのだろうか。町長がいつも言う安心、安全という面で、町民に理解されるだろうか。

また、平成28年1月の総務文教常任委員会で、課長が議員の質問に対し、通勤手当を支給していない町村があると。今後いろんな事例等を参考にしながら、町としてしかるべき措置を、方向性を決めたいということと答弁しています。この検討会議はされたのでしょうか。

町民には地元の消費を喚起するため、プレミアム商品券などで補助したり、様々なことをしています。一方では、どこから通つても通勤手当出しますよと。やはり積丹町に住んでもらって消費を喚起

するような、そんな方法をとっていかないと。実際に通勤手当を出していない町村があるので、なぜできないのか疑問に思います。地震でもあった場合、機能できるのか。その方々を抜かした訓練をしたことはありますか。

### 澤田総務課長

正式な庁内会議

等は開いたことはありませんが、数名の管理職と意見交換をした経過があります。通勤手当を支給しないことになりますと、職員労働組合との協議、それに伴う条例の改正などの手続が必要になってきます。そういうことでの確認行為はそれぞれしていますが、実際そのような措置をとるのかどうかということでの町長、副町長との意見交換はしていません。

また、突発的な災害が起きた場合の対応は万全かということですが、昨年11月13日、日曜日の原子力防災訓練のときに、土日、勤務時間外を想定し、事前の周知なしで職員の参集訓練を行いました。結果は、その日役場に在庁していた管理職等10名を除き、対象者44名、連絡がとれた職員36名、連絡がとれなかった職員は8名、そのうち30分以内に役場に参集できる

## 議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。詳しくは、議会事務局にお問合せください。電話：44-3380





▲原子力防災訓練 (H28. 11. 14)

と答えた者が20名で、55%という状況です。町外に住んでいるということで、災害時の対応が遅れることがないように対応していくというところで職員の周知に当たっているとあります。

**海田委員** 今課長の説明では何ともないと言いましたよね。町外に住居を構えている方が、余り差はないと。だけれども、町民としては、ここに住んでいる方に災害の担当、これから津波の問題でいろいろ町内に向けて説明をしに行くわけです。そういう面で、説明する人は町内にいない。課長の話

はよく理解しましたが、やはり不安になるのが当然だと思いますので、今後は総務課で災害を担当するような部署には、なるべく地元で住居を構えている職員にしていただくぐらいの配慮があってもいいのではないかと思います。

**松井町長** 1点目の防災担当主管課の職員配置に当たって、町外からの通勤者であるべきか否かについて配慮すべきではないかということですが、私はそういう観点から人事配置を行うことは考えておりません。

条例で通勤手当を支給しないこともできるのではないかということですが、それはそれぞれの自治体の事情があったのだらうと思いますが、原則論で申し上げれば私にはそういう措置を講じることはいかなるものかと思えます。積丹町は分散型集落で厳しい条件下にあって、町民も非常に不安もあろうかと思いますが、そのとき、そのときに与えられた条件のもとで大限町民のために職責を全うすることについては十分職員も承知しているし、引き続き職員にはそのような意識を持って職責の遂行に当たるように折に触れて指導等も

行ってまいりたいと思います。

**海田委員** 今後通勤手当等は支給すると、それも町長の考えですから、出せる範囲であればいいことだと思えますけれども、福島県楢葉町長の帰町しない職員は昇進も昇給もしないという発言が新聞報道されました。これは本当かわかりませんが、そういう勇気ある町長もいます。人口が減っている中で12名です。その12名の町民税なども入らない。ある程度はどこかで歯止めをかけるような、そんな政策をとっていかないと。私は全く町長とそこは考えが違います。やはり郷土愛は住んで生まれるもの。年間約160万円の通勤費、片方では辛抱しなければだめだ、補助したいけれども、財源がないと言っていて、もう少し使いたい道があると思えます。

**松井町長** 職員採用するときには、当然積丹町に住んでいただくということを申し立てしていただき採用していますが、その後の職員の生活において、それぞれの事情によって住居を移すということが出た場合に、私は思いとしてはありますが、それを止める、職場を去っていただくようなことがで

きるか、できないかは、委員にもご理解いただけるのではないかと思います。12名の職員についても、私はそれなりの事情があつてのことだと考えます。任命権者である私が拒否する、あるいは納得できないので通勤手当を支給しないということとは、条例改正案の提出権者の立場にはありますが、それは安易に行つてはならないと思えます。また、通勤手当と他の財源との比較の指摘がありました。しかし今から十二、三年前、町が大変な財政難に陥り、職員の皆さんに通勤手当以外のむしろ基本給そのものを我慢していただいたときに、職員労働組合としても苦渋の選択として、職場を失うか、存続させるか、職員はそういう視点で協力いただいたのでないかと理解しています。でありますから、私は、職員には大変なご苦労をおかけしたこと、また職員の家族にもご苦労をおかけしたことについては決して忘れてはならないことだけは肝に銘じてこの職に立っております。町民の皆さんにいかに信頼されながら、しっかりと職務を全うしていくかということについては、日常的な防災訓練、災害への対応

等々を含めて、職員一人一人がそういう意識で公務員としての重みを感じて仕事をしていかなければならないことについては私は理解していると思っています。

#### 海田委員

町長は、平成17年から職員にいろいろとご苦労をかけた。163万円を他の財源を一緒にするなど。だけれども、事情あって他町村から通うのであれば、これは通勤手当がなかった場合行かないか、行かないのか。通勤手当なかったら通わない人もいるかもしれません。やっぱり抑止になるのではないかと。町長の立場もわかりますが、どこかで歯止めをけないと。

#### 松井町長

現実問題として住所がしかるべきところであって、法に基づき通勤手当支払わないとすれば、それなりに地公法違反になるのか、あるいは職員から何らかの形で公平委員会等に申し立てされるのか、そのようことも考えた上で申し上げています。

少なくとも採用時においては積丹町に住んでいただくということについて条件にしていると。また、通勤手当は、町外だからということではなく、ある一定の距離数が

あれば町内者でも支給される者もおります。

#### 海田委員

町内に住んでいるならいいのです。町外の話をしているのです町長。いつまでも平行論だ。

#### 松井町長

例えば神岬から通勤される職員、ここまで何分かかるでしょうか。古平町から通う職員は何分かかるでしょうかという比較をしていただくこともぜひお願いしたいと思うのです。

#### ※平成29年度積丹町産業交流雇用

#### 対策推進事業特別会計予算

#### ☆歳入歳出一括

#### 岩本委員

売店及び軽食の売り上げ商品のベストスリーは何か。

#### 山崎商工観光課長

平成27年度は、1位が生ビールで、売上金額は約220万円、2位はソフトクリームで、約125万円、3位はラーメン・半チャーハンセットで約120万円です。

売店については、数値を持ち合わせていませんので、ご了解願いたいと思います。

#### 岩本委員

商品によって違うと思うのですが、売店と軽食の利潤

率というか、利益は何%ぐらい見ているのか。

#### 山崎商工観光課長

軽食については、例えばソフトクリームの原価は概ね3割で、7割が利益ということになっています。また、ラーメン・半チャーハンセットの原価は概ね41%で、6割が利益という状況にあります。

売店のほうの数値を持ち合わせていませんが、概ね2割、3割を売りに上げるほうに還元して、7割くらいが商品の原価という状況です。

#### 岩本委員

需用費の賄い材料費は、売店と軽食それぞれ幾らか。

#### 山崎商工観光課長

自動販売機に係る商品は423万4,000円、売店に係る商品は1,032万1,000円です。軽食については814万2,000円です。

#### 岩本委員

軽食よりも売店のほうが上回っているですね。この施設は産業交流、もう一つが雇用対策という面があるのです。売店はその間に雇用の場にはならないと思うので、何とか軽食のほうを頑張つて売り上げを伸ばしていくと、雇用の場、一人でも二人でも増えていくことになると思うのです。それで、今年は軽食のメニュー

ーは何か検討されたのですか。

#### 山崎商工観光課長

軽食メニューについては、過年度来、議会からもご指摘があり、定期的に商品の見直しをしているところです。

例えばハムカツやナポリタンなど、過去になかったものも提供している状況にあり、29年度においても売り上げの伸びているもの、伸びていないものを精査しながら、メニューの変更を随時していきたいと考えています。

#### 岩本委員

経営状態は大変厳しいのはわかるのですが、ではこの施設の中でやっぱり軽食メニュー、ここを雇用対策にも結びつけて、これしか伸ばしていくところが無いのではないかなと。やっぱり新メニューでも何でも増やして、民間と競争するぐらいの気持ちで、岬の湯しゃたんに行けばおいしいものが食べられると。刺身定食でも小女子のゆで上がり、何回も前から言っているから言いたくないのですが、そうすれば雇用対策にもなるし、そうでなければ雇用の場もなくなる、せっかくの施設が結局民間委託とかなってしまふのです。積丹町今なかなか大きく雇用の場なんてないのです。そ

の点を頑張っていたいただきたいのです。

次に、施設職員研修業務委託料とありますが、どこに委託するのですか。

#### 山崎商工観光課長

入札などの

行為あることから、業者は決まっていますませんが、内容としては施設内へ外部の事業者に入ってきていただいて、そこで職員に対する研修や指導、また経営のノウハウの提供をしていただき、職員の質の向上に重きを置いて委託する予定で、想定事業者は例えば他の市町村の指定管理を受けた業者など、コンサル業務も含めて、それらにだけた事業者になるかと思えます。

#### 岩本委員

コンサルは別に従業員に考えてもらわなくてもあなた方が経営努力すればいいので、むしろ従業員には軽食メニューの実践研修だとか、地元の食材、イカの刺身でも何でもそういう研修に力を注いだほうがいいのではないですか。

#### 山崎商工観光課長

軽食の従業員

員については、現在臨時3名、パート1名の4人体制でやっていますが、職員の入れかわりもあり、ノウハウの蓄積がなかなか進まな

い中で、やはり調理するものについては、簡易ですぐ提供できる商品に限られているのが現状です。また、それらは原価にも反映されてくることで、なるべくコストを抑えて提供していくということに進めています。メニューの内容については、これまでもさまざまご意見があったところですので、職員からもいろいろ意見いただき、それらのメニューが対応できるのかも一度確認しますが、なるべく利益の上がるような、そしてまた職員の負担がかからないようなことでやりたいと思います。

また、研修についてもなるべく利益の向上につながるような研修にしていきたいと考えています。

#### 岩本委員

あなた方が我々公務員だから商売だとかには余りタッチしたくないという、そういう気持ちがあったらだめです。岬の湯しゃこたんに関して言えば町長は社長、商工観光課長は営業部長を兼ねるといった気持ちでやってい

かないと、困ったら最後民間委託だと。民間委託したらこんなに雇用生まれれない。本当はきついこと言いたくないのだ。頑張ってほしいのです。

### 委員会所管事務調査

## 総務文教・産業建設 常任委員会

3月23日、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会を開催し、平成28年度の事業の進捗状況について、合同で事務調査を実施しました。

この日、下記調査事項の13カ所について、事業を所管する町担当課長の説明により現地調査をしました。

#### 【総務文教常任委員会調査事項】

- ①幌武意墓地線改良工事
- ②余別地区防災避難路等整備工事
- ③多目的バス購入事業
- ④総合文化センター屋根防水外改修工事
- ⑤憩いの広場整備事業

#### 【産業建設常任委員会調査事項】

- ⑥島武意トンネル改修工事
- ⑦島武意通り線道路改良工事
- ⑧入舸中央橋架替工事
- ⑨日司地区補助小規模治山事業
- ⑩雪寒機械（除雪ドーザ）購入事業
- ⑪美国団地長寿命化等改修工事
- ⑫美国川河川改修工事（北海道）
- ⑬美国漁港北防波堤改良工事（国）

以上の事業の進捗状況については、概ね順調に進んでいると思われます。今後は施設の適正な維持管理に努めていただきたい。



▲島武意通り線道路改良工事



▲美国川河川改修工事（北海道）



## 議会の主なる動き

### 三月

- 8日 議会運営委員会
- 10日 第1回積丹町議会定例会（第1日目）  
〃日 三者合同研修会（田村副議長）
- 13日 第1回積丹町議会定例会（第2日目）  
〃日 予算審査特別委員会（第1日目）  
14日 予算審査特別委員会（第2日目）
- 15日 美国中学校卒業式（佐藤議長・田村副議長・佐藤晃議員・笹山議員・岩本議員・海田議員・葛西議員・山本議員）
- 16日 予算審査特別委員会（第3日目）
- 17日 第1回積丹町議会定例会（第3日目）  
〃日 総務文教常任委員会
- 18日 日司小学校卒業式（佐藤晃議員・海田議員）
- 22日 美国小学校卒業式（田村副議長・佐藤晃議員・笹山議員・岩本議員・葛西議員・山本議員）
- 23日 総務文教常任委員会
- 〃日 産業建設常任委員会
- 30日 後志教育研修センター第1回組合議会定例会 倶知安町（田村副議長）
- ### 四月
- 4日 北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会道内要望  
小樽市・札幌市（佐藤議長）
- 6日 美国小学校入学式（田村副議長・佐藤晃議員・笹山議員）
- 〃日 野塚小学校入学式（海田議員）
- 〃日 余別小学校入学式（山本議員）
- 〃日 美国中学校入学式（田村副議長・佐藤晃議員・笹山議員・岩本議員・海田議員・山本議員）
- 7日 北後志町村議会義長会定期総会 余市町（佐藤議長・田村副議長）
- 12日 北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会中央要望 東京都（田村副議長） 14日まで

### 五月

- 9日 後志総合開発期成会定期総会 倶知安町（佐藤議長）
- 10日 議会運営委員会
- 〃日 第2回積丹町議会臨時会
- 22日 総務文教常任委員会視察研修 七飯町（佐藤晃委員長・葛西副委員長・田村委員・岩本委員・海田委員・山本委員） 23日まで

## 議 会 一 口 メモ

### 議長の職権による発言取消し

議員の発言の中に他人の私生活にわたるような発言、あるいは議会を侮辱するような発言など、不穏当、不適当を認められる発言があった場合、議長は、発言者に発言の取消しを命ずることができる。

この議長の発言取消命令は、法第129条の規程による議長の秩序保持権によって行われるものであって、その命令に従うのは当然であるが、この命令だけで発言取消しの効果が発生することにはならない。

実際の取扱いとしては、議長が取消命令をするには、まず、議員の自主性を尊重して、「取り消してはいかがですか」と促し、なお、この勧告に従わない場合に、取消しを命ずる扱いが適当であるとされている。

なお、この議長の発言取消命令は、議員に対して行われるもので、執行機関に対しては及ばないものである。なお、発言を取り消すと、その発言は始めから全くなかったものとなるが、その発言を行った事実に対しては、責任を負わなければならないので、懲罰の対象をされる場合もある。

(H29年3月～H29年5月)

○出席・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名	年月日
佐藤盛男	松尾大樹	山本俊三	葛西敏夫	海田一時	岩本幹兒	笹山義治	佐藤晃	田村雄一	項目	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会運営委員会	H29.3.8
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1回定例会(一日目)	H29.3.10
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1回定例会(二日目)	H29.3.13
○	○	○	○	○	○	○	○	○	予算審査特別委員会(一日目)	H29.3.13
×	○	○	○	○	○	○	○	○	予算審査特別委員会(二日目)	H29.3.14
○	○	○	○	○	○	○	○	○	予算審査特別委員会(三日目)	H29.3.16
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1回定例会(三日目)	H29.3.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会	H29.3.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会	H29.3.23
○	○	○	○	○	○	○	○	○	産業建設常任委員会	H29.3.23
○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会運営委員会	H29.5.10
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2回臨時会	H29.5.10

## 編集後記

春の訪れの遅い北の大地「積丹町」にもやっと春の息吹が満ちる季節になりました。行者にんにく、ふき、たけのこといっせいに目覚め太陽に向かって精一杯伸びようと頑張っているように見えます。「息吹」には、活動の気配とか、生氣といった意味があるようで、冬が終わり、植物や小さな生き物たちが一齐に息を吹き返して、活動的になり始めるさまを言うようです。

そして、ヤリイカ漁、小女子漁へと……。6月からはウニ漁も始まり、積丹町は1年でもっとも豊かな夏へと向かっていきます。楽しみな夏はもうそこまできています。

(敏)

委員長 葛西敏夫  
副委員長 笹山義治  
委員 田村雄一  
佐藤晃  
山本俊三